

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和8年3月23日（月）
午前10時01分～午後2時03分
場 所： 第二委員会室

出席委員 （6人）	委 員 長	渡 辺 しんじ	副委員長	大くま 真 一
	委 員	おにづかこずえ	委 員	岩 崎 みなこ
	委 員	しのづか 元	委 員	松田 だいすけ
	議 長	三 階 道 雄		

出席説明員	行政管理課長	大 島 亮 弥	文化・生涯学習推進課長	垣 内 敬 太	
	くらしと文化部長	古 谷 真 美			
	スポーツ振興課長	小 泉 瑞 穂			
	子ども青少年部長	鈴 木 恭 智		子ども・若者政策課長	廣 瀬 友 美
	幼児教育・保育担当課長	西 達 也		子ども家庭センター長	佐 藤 彰 宏
	子ども家庭相談担当課長	田 島 佐知子		児童青少年課長	長谷川 啓
	教 育 部 長	小野澤 史		教 育 部 参 事	山 本 勝 敏
				教育指導課長事務取扱	
	社会教育・文化財担当課長	石 山 正 弘		学校支援課長	櫻 田 芳 恵
	学校給食センター長	三 浦 博 幸		教育部副参事	竹 田 昂 士
	統括指導主事	池 田 豊 一		教育協働担当課長	野 原 敏 正

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第16号議案 レイキャビク市との姉妹都市提携について	可決すべきもの
2	第25号議案 多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第26号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第28号議案 多摩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決すべきもの
5	第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	第29号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7	所管事務調査 誰ひとり取り残されない 学びの保障としての不登校支援について	了承
8	行政視察について	了承
9	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	公共施設使用料の見直しについて	行政管理課 文化・生涯学習推進課 スポーツ振興課 教育振興課 公民館 図書館
2	第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直し版の策定について	文化・生涯学習推進課
3	総合体育館第2スポーツホールへの空調設置予定及び第1スポーツホールの空調設置工事の進捗について	スポーツ振興課
4	総合体育館レストラン事業者の撤退について	スポーツ振興課
5	多摩市スポーツ推進計画中間見直しについて	スポーツ振興課
6	令和7年度多摩市子ども・若者・子育て会議の概要について	子ども・若者政策課

7	令和8年度たまこどもフェス2026の開催予定について	子ども・若者政策課
8	令和8年度「多摩市こども誰でも通園事業」（乳児等通園支援給付）の実施について	幼児教育・保育担当
9	令和8年度4月認可保育所等の入所申請状況について	幼児教育・保育担当
10	市内認可保育所等における食材料費（給食費）に対する補助の見直しについて	幼児教育・保育担当
11	こども家庭センター体制強化事業について	こども家庭センター
12	産婦健康診査・1か月児健康診査事業について	こども家庭センター
13	子育てひろば（地域子育て支援拠点）の今後の展開について	こども家庭センター
14	令和8年度産後ケア事業について	こども家庭センター
15	令和8年度学童クラブ待機児童状況（予定）について	児童青少年課
16	学校長期休業期間中における学童クラブの昼食提供体制整備について	児童青少年課
17	令和8年多摩市二十歳の祝賀祭について	児童青少年課
18	「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」の策定について	社会教育・文化財担当
19	人間国宝認定記念事業の実施について	社会教育・文化財担当
20	学校給食費の改定について	学校支援課 学校給食センター
21	多摩市学校給食センター建替整備基本計画について	学校給食センター
22	I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について（令和7年度実施）	教育指導課
23	多摩市いじめ防止基本方針の改定について	教育指導課
24	多摩市発「学びの多層化モデル～学びの冒険パスポート『たまなびパスポート』～」の導入について	教育指導課

午前10時01分開会

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているのので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第16号議案 レイキャビク市との姉妹都市提携についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 ただいま議題となっている第16号議案、レイキャビク市との姉妹都市提携についてご説明申し上げます。

本案は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、親交を深めてきたアイスランドの都市、レイキャビクと多摩市にわたる分野において、持続的な交流を推進し、相互理解の促進と両市の発展に寄与することを目的として、同国の首都レイキャビク市と姉妹都市提携を行うものである。

なお、本年1月に開催した学識経験者や市民による姉妹都市提携検討市民懇談会からは、姉妹都市提携を進めることに賛同する旨の報告書をいただいている。詳細は、文化・生涯学習推進課長から、ご説明申し上げます。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、案件1のA4縦書きの資料のほうをお開きいただきたい。1番の経緯のところを簡単にご説明させていただく。

多摩市については、令和元年にオリンピック・パラリンピック競技大会のアイスランド選手団の事前キャンプ地に決定したということを契機に、同年12月にホストタウン登録以降、アイスランドと親交を深める取り組みを進めてきた。上記の取り組みが、レイキャビク市で知られたことを受けて、昨年令和7年4月にレイキャビク市側より、姉妹都市提携について打診を受けたところである。

また、昨年5月28日は、レイキャビク市長が多摩市を訪れて、友好関係構築に関する覚書を締結していて、レイキャビク市との友好関係構築に向けた検討協議を開始しているところである。

また、昨年9月22日には、多摩市として、友好都市を含む自治体間交流の考え方、また、友好都市の提携に至るプロセスを整理した自治体間交流の考え方を整理、決

定している。

これに基づいて、先般1月に、姉妹都市提携検討市民懇談会を開催して、姉妹都市提携を進めることに賛同する旨の報告書、資料1でお示ししているが、提出を受けている。

市としては、いただいた市民意見をレイキャビク市と共有しながら、姉妹都市提携や市民同士の交流のあり方について協議しながら、多岐にわたる分野において持続的な交流を推進して、相互理解の促進と両市の発展に向けて、姉妹都市提携を締結することとさせていただきたいと考えている。

また、市としては、姉妹都市提携や交流の意義を広く市民に伝えて、多くの市民から理解が得られるよう事業を進めていく。

参考までに報告書の内容だが、簡単にご紹介させていただくと、報告書のほうをお開きいただいて、16分の4ページに飛んでいただきたいが、16分の4ページの右側、懇談会における意見ということで、(1)がレイキャビク市との姉妹都市提携に関する意見、ページをおめくりいただいて、次ページ目が課題についてというところ、また、レイキャビク市との交流イメージに関する意見が示されている。

最後16番の6ページの右側の4ページに懇談会の総括意見ということで記載がある。ここには、姉妹都市提携の意義、そして今後、提携を進めることの賛同の旨、そして、留意すべき点といったところが示されているところである。市としては、こうしたことを踏まえながら、今後レイキャビク市と姉妹都市提携を進めていきたいと考えている。

資料をお戻りいただいて、次の2番の姉妹都市提携の締結協定書案のほうも今回つけさせていただいているところである。そちらご覧になっていただければということである。現在こちらの案で調整中というところのものである。姉妹都市提携の調印日については、令和8年10月を予定しているところである。資料のレイキャビク市の概要については、説明のほうは割愛させていただく。

資料後半の今後の予定ということであるが、この後4月以降、締結協定書の内容について調整を進めて、市長決定を踏まえて、9月議会で、締結協定書のほうは正式に議会のほうへ報告させていただければと考えている。それを踏まえて10月に姉妹都市締結ということで考えている。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第16号議案 レイキャビク市との姉妹都市提携についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第25号議案 多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 第25号議案についてご説明申し上げます。

本案は、本年11月末をもって一本杉公園野球場の夜間照明設備の稼働を終了することから、当該設備の利用料金規定を廃止するものである。一本杉公園野球場夜間照明については、多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画において、現在の利用状況における課題に対応するため、稼働を終了することとしている。

令和8年度にPCB含有機器の処分に伴う受変電設備機器の更新工事を予定していることから、これに併せて、夜間照明設備の稼働を終了するものである。説明のほうはスポーツ振興課長から申し上げます。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、常任委員会資料のほうをご覧ください。

まず1ページ目であるが、今ご説明あったが、PCBの処分に伴う受変電設備の更新に併せて、令和8年11月30日でナイター照明のほうを終了する。そのためにナイター照明に関わる料金規定を削除するため、条例の一部を改正するものである。

2ページ目をご覧ください。ナイター照明の終了については、令和3年度に策定をした多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画において、一本杉公園野球場の収支

状況や更新工事費、また、利用状況等の課題を踏まえて、ナイター照明を廃止することとしているものである。

令和8年中に、いわゆるPCB特別措置法に基づいて、PCBの処分が義務づけられていることから、一本杉公園内にある受変電設備の更新が必要な状況である。また、この一本杉公園野球場のナイターで使用している照明がいわゆる水銀灯を使用している。こちらの生産が既に終了をしている状況、また、施設の老朽化で、今後もナイター照明を継続使用することが困難であることから、受変電設備の更新に併せて、令和8年11月30日でナイター照明を終了させていただく予定としている。なお、毎年、12月から3月は施設の保守等のために、ナイター利用は休止している状況であるので、実質的な影響が出るのは令和9年度からという状況である。

2番の条例改正である。ナイター照明の終了に伴って、野球場附帯設備夜間照明設備の料金規定を削除する改正をさせていただきたいものになる。また、今後については、一本杉公園の大規模改修に向けて、屋外スポーツ施設管理更新計画のほうで規定をしている今後の方向性として、競技を限定せずより多くのスポーツ競技ができる場への転換や、近年の地球沸騰化を踏まえた対応として、熱中症予防などを目的としたナイター照明の設置や、多目的利用の推進については、今後検討していきたいと考えている。

今後のスケジュールであるが、改正のほうをお認めいただいたら、令和8年4月より利用者への周知を開始し、12月1日に条例を施行させていただいて、ナイター照明を終了させていただくという形になっている。最終ページのほうには、新旧対照表を参考に載せている。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 受変電設備をPCB処分に伴い更新するというのはわかった。ナイターは使用しない予定ということで削除することだが、今後検討していくということだと、柱であるとかフレームであるとかそういったものについては、一旦工事などはまだせずに置いておくという形になるのか。

○小泉スポーツ振興課長 ナイター照明終了後の現在のナイターの支柱、また、その支柱の先に灯具、照明がついているが、こちらについては、ナイター終了後も現状のままとして、今後は大規模改修等での取扱いを検討していくという予定である。

○岩崎委員 この周知がちょっと何か月、数か月か、そ

の期間が、ちょっとその部分で大丈夫なのかというのと、ある程度、今の段階でそんなに困っている声は上がっていないのかお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 まず周知期間であるが、12月の終了ということで、8か月間ある。また、先ほどご説明したように実質的な影響とすると、令和9年度からというところでは、通常ご利用いただいている方も含めて、1年前にはお知らせできるというところでの周知期間というところは十分であると考えている。

また、関係者の皆様であるが、先ほどご説明したとおり、令和3年度に計画を策定する際にも、関係者とはこのナイター照明の取扱いを議論した上で、ナイター照明廃止を規定させていただいている。また、今回条例改正するに当たっても、関係団体にはご説明をさせていただき、一定のご理解を得ている状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第26号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 本市では、昨年度から国の乳児等通園支援事業と東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業を組み合わせ、多摩市こども誰でも通園事業を試行実施し、本年4月1日から本格実施するものである。

このたび当該条例の基準となる内閣府令の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例についての改正、その他所要

の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

詳細について、西幼児教育・保育担当課長から説明させていただく。

○西幼児教育・保育担当課長 本事業については、多摩市こども誰でも通園事業に関わるものである。多摩市では令和6年度より試行実施を始めている。令和8年度からは補助事業ではなく、新たな給付制度として全国で一律で実施をされるものになる。

こちらの条例だが、事業を実施するに当たっての認可の基準に関するものである。多摩市においては、令和7年の4月1日から既に施行させていただいている条例で、今回一部改正をするものである。内容としては、内閣府令に従って改正するものであるが、ほとんどが文言整理となっている。例えば事業所という文言であったものを事業者と整理するようなところである。

1点、多摩市には影響がないものであるが、特例保育に関する条文を追記する。第22条の2というところであるが、設備及び職員の基準の特例といったところで、特例保育を行う事業者は設備の基準であったり、職員の配置基準については、適用しないといった基準である。こちらは離島などの人材であったりとか、場所の確保が非常に困難な地域を想定したようなものの規定になっている。多摩市については、特例保育を実施していないので影響はない。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。

質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第26号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第28号議案 多摩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第28号議案ということで、前の議案と関連があるので、前倒しで第28号議案、ご説明させていただく。

本年4月1日から全国で給付化される乳幼児等通園支援事業、本市においては、昨年度から実施している多摩市子ども誰でも通園事業について、このたび子ども・子育て支援法に基づき、実施事業者が給付を受けるに当たって、市町村が確認をするための条例を定める際の基準が内閣府令で示されたことから、内閣府令に従って、本条例を制定するものである。

詳細については、西幼児教育・保育担当課長より説明をさせていただく。

○西幼児教育・保育担当課長 本条例については、新たに制定をさせていただくものである。先ほど第26号議案については、子ども誰でも通園事業を実施する事業者への認可の基準、それを改正するものだとご説明をさせていただいた。併せて、令和8年4月1日より、新たに給付制度として実施するものである。

今回その実施事業者が給付を受けるに当たって、市が確認するための基準を制定するものである。こちらも内閣府令が公布された児童福祉法に基づいて、この内閣府令に従って条例を制定するものである。

主な内容としては、2点ある。1点目が、利用定員に関する基準、2点目が運営に関する基準というところである。具体的には利用定員に関する基準については、1時間当たりの利用定員だったり、1か月当たりの利用定員である。また、運営に関する基準としては、受入れ前の面談に関することだったり、保護者からの費用の支払い、また、質の評価、緊急時等の対応や事故発生の防止、発生時の対応、また、重要事項に関する規定を定めておくことなどを規定をする。

施行予定日は令和8年4月1日とする。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 1点確認したいが、給付制度化すると、多摩市に対しての影響、制度自体はまたほかの市からの利用なんかも想定されていたかと思うが、そういった影響があり得るのか、現状何かもう既に出てたりするのかということを確認させていただきたいということと、や

はり保育水準を下げないということが重要だなというのは、市とも共有できていると思うが、そういった点について確認させていただきたい。

○西幼児教育・保育担当課長 多摩市においては令和6年度に4園だが、試行実施を開始して、今年度7年度については13施設に拡大をして、令和8年度については、さらに19施設に拡大をする予定である。

実施予定施設を含めて、日頃から実施園と市との情報共有をして、既に多摩市では先ほどご説明をさせていただいた認可基準については共有をしており、安定的な運営が大方できているところである。

今回新たにこの確認の条例を制定するが、この中身についても事前に共有は済んでいて、特に影響が想定されるものではない。現在の状態で対応できると考えている。併せて、また質の部分だが、事業者間での共有だったり、市も随時入って国から出てきた情報は共有するし、実施事業者間での課題であったりとか、よかった点も共有をするので、そういったところで質の確保を担保していきたいと思っている。

○鈴木子ども青少年部長 少し補足させていただくと、今幼児教育・保育担当課長からあったように、市内に限っては、特段大きな影響はないかなと思っているが、市外との相互利用が4月1日から解禁されるので、実際に園では受け入れる際には、市内の市民が使うのと同じように面談をした上で受入れを決定していくので、その部分ではあまり心配がないが、多摩市民が多摩市内を使うときには引き続き160時間まで使えるが、多摩市民が市外の施設を使う場合には上限が10時間、いわゆる子ども誰でも通園事業の枠になるので、また、他市の市民が多摩市の施設を使う場合にも10時間のキャップが基本的にはお住まいの自治体でかかっていたらぶさってくるということで、若干その市内の事業者においても、市内の方を受け入れる場合、市民を受ける場合にはもう2年間の経過があるので、あまり心配ないが、相互利用について、若干これから少し混乱もあるかなとは思っている。

特に利用いただいた後の支払い、これについても、どこの自治体の施設を多摩市民が使ったのかということで、ある意味、償還的に私どもの所管からお支払いをする部分というのも出てくるだろうし、逆に、よその市民が使った場合には、その請求をどうするかというあたりは、26市でも話し合いがこれから必要になってくる。

○岩崎委員 今の関連でお聞きしたいが、やはり多摩市

が先んじて始めていたので、使い勝手がいいということで、他の市の方も多摩市を利用しようかという可能性というのはあるのか。

○西幼児教育・保育担当課長 ご質問のとおり、2月の末にも多摩市を含めて9市の自治体を多摩市に集めて意見交換会を行った。その中でも多摩市はまさにおっしゃっていただいたように、先行して実施しているところで、体制がほかの自治体よりも進んでいるのかなといったところである。そうすると、広域利用で他市の方が希望されるのではないかとといったところがあるが、あくまでも多摩市民を優先に利用を受け付けたいと思っている。そういうことがシステム上も可能になっているので、そういった対応をしていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第28号議案 多摩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第27号議案についてである。

本案は、市内保育所を取り巻く変化に対応するため、民間保育所補助事業の加算項目、要件、加算額等の見直し。具体的には、看護師加算及び調理員加算の新設、主食費に係る補助の増額、増配置加算補助金の職員区分の資格要件におけるみなし保育士の新設、産休等代替職員費の補助金の単価改定などを行うため、社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正

するものである。

詳しくは西幼児教育・保育担当課長よりご説明申し上げます。

○西幼児教育・保育担当課長 私より詳細を説明をさせていただく。今回の改正については、主に4点改正をさせていただきたいと思っている。

まず、1点目だが、看護師加算と調理員加算の新設についてであるが、併せてこれには0歳児加算の解体といったところが含まれている。

内容としては、これまで市では、実際の各施設、各園に在籍している0歳児の児童数に応じた基本額の補助を行っているが、さらにこれに0歳児加算として、0歳児の定員に対して、看護師や調理員の配置を求めており、看護師や調理員の人件費を含めた加算分を基本額と合わせて補助を現在しているところである。

このような中、近年の未就学児の減少であつたりとか、育児休業の取得が進んだことについて、特に年度当初を中心に、0歳児の定員に空きが出る保育所が生じるようになってきた。そうすると定員に空きが生じると、看護師や調理員を園に配置しているにもかかわらず、0歳児の定員に空きが生じている児童数分について、市から補助金が交付されない状況となっており、保育所の運営に影響が生じている状況となっている。

こうしたところからまず0歳児加算を解体して、全園児に関わる看護師、調理員のことを補助がしっかりできるように、新たに看護師加算と調理員加算を新設するものである。

2点目、主食費に係る補助の増額といったところである。これは保育園の給食費の補助になっているが、現在、多摩市においては、主食費分、ご飯の部分で1,500円を運営費の中に含ませて補助をしているところであるが、これを3,000円に増額をする。また、現在、基本額の中に含まれているが、新たに主食費加算として項目出しをしたいと考えている。経緯としては、令和元年の幼児教育・保育の無償化の際にこれまで保育料に含まれていた3歳から5歳の食材料費が保護者負担になった。そのとき国からは、主食費は3,000円、おかずの副食費は4,500円、合計7,500円と示されていた。その中、市では主食費の3,000円のうちの半分の1,500円を補助してきたといった経緯がある。これは令和元年当時については、26市の中で2番目に高い水準でもあったといったところである。

このたび、保護者負担のさらなる軽減を目指していくということと、それに伴って施設の負担、物価高騰もあ

るので、そういったところも加味しながら子育てしやすいまちづくりを進めていくために主食費を増額したいと考えている。

3つ目、増配置加算の補助金のみなし保育士を新設するといったところである。これについても、現在各園ともに発達特性のあるお子さんなど、保育士の配置基準どおりでは安定的な保育運営が難しいといった場合に、新たに保育士などを加配してこの加配分に、市からも現在補助を行っている状況である。ただ、この増配置加算の資格要件として、現在は保育士職員とその他の職員の2つの区分で行っているところである。

一方で、現場の対応状況を見てみると、保育士だけではなくて看護師の資格をお持ちの方や幼稚園教諭、小学校教諭、また、子育て支援研修を修了された方なども対応されているといったことから、今回こうした方を対応されている場合は、今まではその他の職員で補助を行っていたが、その間になる、新たにみなし保育士の区分を設けて補助していきたいと考えている。

4つ目の産休代替職員費補助金の単価の改定についてである。こちらについては、現在市の独自の単価を設定しているが、東京都の基準に改定をしたいと考えている。東京都の基準に合わせることで、迅速にそのときの都内の状況に合わせた対応ができると考えている。

施行予定日は令和8年4月1日を予定している。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 1点、産休代替職員の方の単価を市独自の基準から都の単価に改めるが、その単価自体の差などはあるのかどうかということをお聞きたい。

○西幼児教育・保育担当課長 現在、市のほうで単価を4つの区分、細かく分けている。保育士と保育補助者と保健師または看護師、調理員とこの4つの区分であるが、今回の改正によって、保健師または看護師の1人当たり日額は現在1万3,600円となっているが、東京都単価が少し下がるので、その部分だけが下がるといった形になる。

ただ、実際現場を見ていると、ほとんどが保育士で対応されているといったところがあるので、単価が下がっても現時点では影響が生じる状況ではないといったところである。

○岩崎委員 保育士さんと、その場所が保育園というかそういう場所であるということもあるが、専門性からいうと、保健師さんと看護師さんもある意味その仕事の業

務に関しては、保育士さんと同じように対応できる仕事の専門性があるかなと思うと、その金額の差というのは何か理由があるのかお聞きする。

○鈴木子ども青少年部長 ご指摘の部分あるかとは思いますが、職務あるいは職を何か切り下げるような議論ではなく、これは園長会で、私も含めてだが、課長、係長のほうもよくよく詰めていただいた中では、今回の見直しは、東京都の単価を準用するというあたりがすごく大きい。これは、東京都の単価の見直しというのは定期的に行われる中で、下がる時もあれば上がる時もある。

これまで市独自で決めていた場合には、都単価が上がったからといって自動的に私たち予算を上げるという対応は、これは財務規律上も通らない話だが、今回園長会と、先ほど幼児教育・保育担当課長から説明させていただいたとおり、保育所への補助の抜本的な見直しをここ数年取り組んできた中で、ここの職員給付あるいは主食費なんかもそうであるが、均衡の原則、こういったものも踏まえながら、東京都さんの制度を準用するというところで合意形成をしたものなので、特に何か仕事の内容だとかその評価によって単価を見直した、そういうことではない。

○岩崎委員 そうすると雇われている側というか、働いている側にとっては、事業者側の問題で働いている側の方にはそれなりのものが入っていくということによろしいか。

○西幼児教育・保育担当課長 それはこれまでと同様に処遇は担保されるものである。

○しのづか委員 確認なのだが、今子ども青少年部長もおっしゃっていたが、この4点については、十分に園長会との協議の上、決定をしたということで。

○鈴木子ども青少年部長 本当に記憶でも、一昨年から議論してきたので、腰かけ2年近く園長会とは話し合い、合意できたものから、一番最初はこども誰でも通園事業をやろうかというあたりから、要は稼働しないところに市の補助金を充てるという、市民の税金を充てるというのは適正ではないよねという議論から、かなり膝詰めで、私が入る場面もあるが、課長、係長が直接園長さん、あるいは場合によったら事務担当者とは打合せをする中で、しっかり合意形成をしてきたものなので、各認可保育所とはこれはしっかり合意をした上で、今回、議案を上げさせていただいている認識である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第29号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第29号議案についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法及び国家戦略特別区域法の一部が改正されたこと。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についても改正が行われたことに伴い、当該条例の一部を改正するものである。

改正内容は、保育所等の職員が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備等がなされたことに伴う項ずれに対応するほか、これまでに国家戦略特別区域内に限り認められてきた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、条文を整備するものである。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 一つ関わることで、地域限定保育士のことについて、以前は東京都がやるかどうかということが多摩市に影響があるかどうかということになると思うが、東京都の動向は以前と変わらないのかどうかだけ確認させてほしい。

○長谷川児童青少年課長 現状、特に変わりはないということなので伺っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第29号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第7、所管事務調査 誰ひとり取り残されない学びの保障としての不登校支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。子ども教育常任委員会では、今期の2年間のテーマを「誰ひとり取り残されない 学びの保障としての不登校支援について」とし、令和7年9月16日に本テーマを所管事務調査として正式に位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和7年10月に大阪府大東市と奈良県大和郡山市へそれぞれ行政視察を実施、11月には行き渋りや不登校の不安や困り事を持つ保護者の方々、「行き渋り・不登校の保護者交流会」との意見交換を行った。

その上で、多摩市の不登校支援について現状と課題を把握するために、担当所管課に協力いただき、令和8年1月16日に不登校対応校内分教室、あたごSpaceの現地視察を、2月13日には勉強会を開催し、学びを深めた。1月の現地視察では、あたごSpaceの生徒専用の入り口や教室、あたごルームを見学させていただいた後、副校長先生よりあたごSpaceの概要を説明いただいた。

現在30名弱の生徒が在籍しており、東愛宕中学校の教育課程に基づき、S組を運営していること。個別支援計画を作成し、多様な実態に合わせた教育を展開していること。始業の時間を遅らせており、週の最終時間を道徳として振り返りを行っていること。あたごルームはリラックスできるスペースで、毎週月曜は巡回指導の教室になること等がわかった。

委員からは、学区外から通学する生徒の交通手段、入級を希望したが入れなかった生徒がいるのか。3年生の年度途中からの入級の可能性等の質問が行われ、確認を

した。

2月の勉強会では、10月の行政視察や11月の意見交換、1月の現地視察を踏まえた上で、市の現状や課題等を確認したい点を委員会として市に伝え、所管課から説明をいただいた。多摩市の不登校総合対策は策定から5年が経過した令和6年度に、不登校に関わる児童・生徒の状況や環境の変化を踏まえ、多摩市不登校検討委員会において協議を行い、今般、不登校対策（第2次改訂）の策定に至った。その特徴として、学校の対応力の向上。コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実。社会的自立を促す指導の充実。学習環境、学習指導、支援の充実の4つの目標と、その中に12の対策を示して、SDGs（学校持続可能な開発目標）の基本理念である、誰一人取り残さない不登校対策の実現に向けた指針となっている。

改訂のポイントとして、具体的には次の6点。1、副題を学校を中心に広がる子どもにとって魅力ある育ちの場を目指してに変更。2、この5年間でやっている施策をコラム等で紹介。3、共通の指針やガイドラインの整備について、毎月の長期欠席等の状況報告書に、児童・生徒の状況をレベル別に分類をし、アセスメントを通して、一人ひとりの児童・生徒に合わせた具体的な支援策を検討することの重要性を追記。4、児童・生徒が、小さなことでも安心して相談できる教育相談体制の充実を図ることの大切さを記載。5、不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実において、1人1台の教育端末を活用したオンラインでの対応や、仮想空間におけるソーシャルスキルトレーニングをVLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）の中で行うなどの対策を記載。6、学校以外の関係機関について、二次元コードを活用し、その期間の内容を見ることができるようにした。

以上のような説明があった。

その他、不登校状態にある児童・生徒への対応について、子ども一人で通うのが難しい地域からの通学の支援について、不登校対応巡回教員、ピアティーチャーについて、お祭りやスポーツなど、学校外での交流の機会の提供について。以上の点等について、委員会からの質疑応答も交えて学びを深めた。

これらの内容を踏まえた上で勉強会後に委員会で振り返りを行った結果、学びの多様化学校を運営している先進事例として、調布市の調布市立第七中学校はしうち教室について、来年度の行政視察を行うことで合意した。

ここまでこのように進めてきたが、今後も先進市の視

察を行うなど調査研究を進め、「誰ひとり取り残されない 学びの保障としての不登校支援について」、協議を行っていくことで、ご異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告するというのが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。

報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思います。

これにご異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第8、行政視察についてを議題とする。

本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたい。先ほど申し上げたとおり、2月の勉強会で視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、5月に調布市へ行政視察に伺うことにした。よって委員の派遣について議長に申出をしたい。

これにご異議はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書案のとおり、委員の派遣については、場所及び日時は東京都調布市第七中学校はしうち教室、5月15日、午前10時から。

目的は所管事務調査に位置づけている、「誰ひとり取り残されない 学びの保障としての不登校支援について」の議論を進めるに当たり、先進事例である学びの多様化学校分教室の取り組みについて調査するためである。経費は0円である。

以上の内容で実施することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

では、この内容で実施することに決定した。

日程第9、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにした。

これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。ここで協議会に切り替える。

午前10時47分休憩

(協議会)

午前10時48分開議

○渡辺委員長 それでは、協議会に入る。

協議会1、公共施設使用料の見直しについて、市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 協議会の案件1、公共施設使用料の見直しについて、行政管理課よりご説明をさせていただきます。

資料のほうは2つあるが、縦と横のものうち、縦のものを先にご覧願う。本市の公共施設使用料については、公共施設使用料設定に当たっての基本方針を定め、定期的に改定を行いながら、この方針に基づいて各公共施設の使用料の算定を行っているところである。基本方針については、昨年9月の総務常任委員会協議会においてご報告をさせていただいたが、令和7年8月に改定を行っている。

この改定も踏まえて、各公共施設の使用料の改定に向けた検討を現在進めているところである。本日はその途中経過として、改定案の概要、方向性についてご説明をさせていただきます。

資料の1番目のところ、公共施設使用料についての経緯である。

基本方針では、各施設の料金については、4年ごとに見直しをすることとしていた。当初見直しの時期となっていたのが令和6年4月であったが、コロナ禍の影響から、適切な金額の算定ができないため、料金は据え置くこととしている。その際、基本方針の改定を行った後に料金改定を行うこととしており、今般、基本方針の改定を受けての料金改定を行っているところになる。

基本方針については、サイドブックの各課情報提供、計画等はこちら、企画政策部のフォルダー内にあるので、後ほどご確認をいただきたいが、ここで大きな考え方3点ご確認をさせていただきます。

1点目は、利用者負担の原則である。施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を配慮するといった考え方

で、これが公共施設の基本的な考え方のうち、一番大きな考え方に当たるものになる。

2つ目として、共通的な使用料算定ルール確立である。こちらは、基本ルールを定めることで、施設間の取扱いの均衡を保つとともに、市民にもわかりやすく説明していくことを考えてのものである。基本ルールの内容としては、施設整備にかかった費用と維持管理運営にかかる費用を原価として、その施設を利用する際の1平米1時間当たりの単価を割り出して、施設面積、利用時間を掛けて算出するといったところ。それにさらに施設を性質別の分類に応じた利用者負担率というものを掛けて、最終的な料金を算出している。また、近隣自治体や市場価格との均衡に配慮すべき施設等については、基本ルールによらない算定をすることができるとさせていただいている。

基本方針の大きな考え方3つ目は、柔軟な料金設定、利用方法である。こちらは行政利用や配慮の必要な方等の減免基準のほか、施設の有効活用を図るための市外利用、営利等利用の考え方を示したものである。

続いて、資料下段のほうにいて、見直しの概要のところである。今回の料金改定の適用時期についてだが、令和10年1月1日を予定している。これまで、総務常任委員会等では、令和9年10月1日を目指してといったところでご説明をさせていただいていたが、市が導入している施設予約システムの更新時期と重なっており、事務の重複などを避けるため、新施設予約システムの稼働時期に合わせたスケジュールの見直しを行い、令和10年1月と変更させていただいている。

(2)の改定案の算定方法だが、こちらについては、従来の考え方と同様に、施設に係る費用を原価として平米単価、時間単価を割り出して算出をしている。また、基本ルールによらない算定を認める施設についても従来と同様の考え方で、引き続き基本ルールによらない算定を行う施設と定めている。

2ページ目のほうに移って、見直しの対象施設を載せさせていただいている。個々の施設について、所管する常任委員会で条例改正についてのご審議をいただく予定としている。

4番の実施スケジュールについても併せてご覧いただければと思うが、今後、附属機関等へも説明を行いながら意見を聴取し、本年9月議会での条例改正案の提案を予定しているところである。それに先立って、6月の常任委員会の協議会において、個々の施設の改正内容について詳細にご説明をさせていただければと考えている。

条例改正をお認めいただいた後、市民周知を図って、新施設予約システムを利用した予約開始は令和9年の7月、その料金が適用されるのは先ほど申し上げた令和10年1月から予定している。

続いて、もう一つの横判の資料をご覧願う。こちらは現在の検討状況を概要版として取りまとめたものとなる。網かけをしているところがあるが、黄色の部分値下げとなる施設、緑色の部分が値上げとなる見込みの施設というところである。それぞれ、現在の料金とそれがどの程度の料金になるかといったところ、また、各施設の平均的な改定の幅のところをパーセンテージで示させていただいている。

右側の備考欄には、その施設の中で最も改定の幅が大きくなりそうな部分をピックアップして掲載している。今回積算したところで値上げとなる理由としては、ご案内のとおり、物価や人件費の高騰とか維持補修費が増加しているなど4点ほどここに増加の理由を挙げさせていただいている。

値下げとなった理由としては、減価償却費の減少とか、前回値下げ幅を調整していたことにより、引き続き値下げとなる施設といったものがある。

2ページ目のほうには、基本ルールによらない算定を認める施設のほうも一覧として載せさせていただいている。他市の施設だとか民間施設との比較を行って、均衡を図った金額設定を行っている。今回改定の対象となるところ、全体では582の区分があるが、328の区分で値下げ、254の区分で値上げとなっている。5割強の施設では値下げとなっているところである。

こちらについては、コミュニティセンターが館数も、その時間帯、区分数というものも多くなっていたところで、少し影響が大きくなっている。本委員会が所管している施設が少し多くて、値下げとなる施設については中央図書館、公民館のホール、一本杉公園野球場、また、値上げとなる施設としてK I T A K A I さんぽ館、温水プール、大谷戸公園キャンプ練習場、関戸図書館、また、旧多摩聖蹟記念館、公民館の諸室、それから八ヶ岳少年自然の家と一本杉公園野球場以外の野球場、庭球場などとなっているところで、こちらについて、それぞれ9月の条例改正の提案をさせていただくというところである。

また、体育館をはじめとしたスポーツ施設については、近隣施設との比較等により、上がる区分、下がる区分といったものが混在している状況である。今回、精査中の数字となって、大まかな傾向をつかむため本資料をお出しさせていただいているが、6月の常任委員会には、より詳細な

料金をお示しさせていただければと考えている。本日現在の検討状況として方向性のご説明をさせていただいた。

〇渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

〇しのづか委員 今の説明はわかった。これに関連してなのだが、例えば他市との広域利用、特にスポーツ施設などはどの程度進んでいるというか、西多摩なんかは西多摩の何町何市はそういうルールのもとで、相互利用というのをルール化しているが、例えばこの南多摩でそういった機運というか、そういった投げかけというのは、多摩市としてはしていないということか。

〇大島行政管理課長 詳細はスポーツ所管のほうにはなるが、現在そういった検討は進んでいるとは聞いてないところである。この使用料の中では他市と均衡を図った料金というところは、そういったところで考えているところもあるが、今回の改正においては、市外の方には、市民の税金をそこに投入するのはおかしいのではないかという議論があって、市外の方は一定の金額いただきながら使っていただくという整理をさせていただいているところである。

〇大くま委員 いろいろ値上げの部分でも理由を説明していただいたが、この資料を見ると、平均増加率で30%を超えとか40%、50%とあるが、それはどういったもので、これだけ大きい値上げを、先ほど値上げを例えば上限などの問題で見送っていたために、ここで大きく上がるのか。どういった理由で、これだけ大きい値上げ幅になっているのかお聞きしたい。

〇大島行政管理課長 今回値上げが大きく上がっているところについては、やはり物価高騰、光熱水費の上昇、こういったところが大きな要因となっていると考えている。また、施設の維持管理にかかるお金といったものも、補修とか、そういったところもかかっているというところで、かなり大きくなっているところがあると考えている。

〇大くま委員 物価高騰自体は全部にかかってくると思う。今、施設の改修などがあって、その部分があるところが高くなっている傾向があると。

〇大島行政管理課長 個々の施設について詳細にまだ分析できてないところもあるが、係る人件費の部分だとかその光熱水費の部分が、大きい部分がある施設、施設によって使用料が変わるものなので、それが影響が大きいところ、小さいところというのがあるのかと考えている。一定の一律で10%、20%というところではなくて、50%というところもあれば、10%、それ未満といったところもあるのかと考えている。

一方で、そういうところも反映させた上で減少になって

いる施設、コミュニティセンターなどについては、前回の減価償却の考え方が少し変わったといったところで、当初の下げ幅を少し抑えさせていただいた部分があった。それが今回算定したところで、物価高騰等の影響はありつつも、さらに下がるような結果になっているというところもあるので、ちょっと一律にどういう理由でといったところには、言いにくいのかと思っている。

○大くま委員 個別の館については、個別でお聞きしたほうが正確だと思うので、また、それはそうしたい。物価高騰の中でやはり負担がふえるという部分については、かなりシビアに見る必要があるのかと考えている。

○岩崎委員 やはりこれ上がるにせよ、下がるにせよ、周知はしていくのだと思うが、やはり一定の何かこういう理由だということまで言っていたいて、周知してほしいと思う。

○大島行政管理課長 ご指摘いただいたとおり今回使用料については、先ほど申し上げたとおりわかりやすい説明というの配慮するための基本ルールなどもある。基本ルールがこういう考え方で、それに基づくところなる、そのときの上がる、下がるの理由については、今回、大ざっぱに示させていただいているが、そういったところの理由も、利用者の方にもわかりやすく説明していきたいと考えている。

○岩崎委員 市民の方はやはり今の物価の中では上がるのが当たり前だったり、思ってしまったところもあるので、それだから上げているのではないかとわかれてもちょっとよくないので、下がる面と上がる面と、両方を出したいと思う。

○松田委員 この公共施設の使用料、料金については、従前から私どもの会派からも、公平な負担の原則というのはいろいろところで言ってきているが、仮に、この値段が下がったから、上がったからという端的なところを見るのではなくて、その分物価高騰で上がって、それを据置きにすると、それは値段がただ単に利用者が減っただけではなくて、市民全体がその分を負担するということも、もうちょっと、それはなかなかダイレクトに行政管理課長のほうから言っても大変だと思うが、そういうところもきちんとわかるように説明は含めて入れていったほうがいいのかと思うが、ちょっとその辺りどうか。

○大島行政管理課長 ご指摘をいただいて、ありがたい。上がる理由、下がる理由のほかにやはり基本方針の大きな考え方、利用する方と利用しない方の負担の均衡、公平性といったところが重要かと思う。利用される方にはそうい

ったところを納得していただけるような説明が必要かと思っている。また、先ほど基本ルールの中では利用者負担率といったものも定めながらといったところで、100%負担していただく駐車場のよう施設があれば、25%の負担でやっていただくコミュニティセンターのような施設もあるので、そういったところの説明とか、また、それによってこの施設の運営にかかっている経費を使用料でどの程度賄っていているのかといったところもご理解いただいた上で、それが安いからよくないということではないが、このぐらいちょっと市民の税で負担しているみたいなことは示しながら、ご納得いただけるようにご説明をさせていただければと考えている。

○松田委員 ただ単に下がれば市民に対して優しいと勘違いし始める人が出てくるので、その辺の周知というのをしっかりお願いできればと。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会2に移る。第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直し版の策定について、市側の説明を求める。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会の2の資料をお開きいただきたい。第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直し版の策定についてということで報告させていただきます。

本計画については、令和3年度に10か年計画として策定して、計画開始から4年が経過したため、当初の計画に沿って、中間年であるこの令和7年度において見直しを進め、学びあい育ちあい推進審議会への意見聴取、市民インタビューやパブリックコメントを実施し、中間見直し版を策定したものである。

策定経過のところをご覧になって、12月のところで前回、パブリックコメント前に、この常任委員会のほうで素案を報告させていただいた。その後、実施したパブリックコメントについては、意見が0件というところであった。

その後、庁内の専門委員会本部会議、学びあい育ちあい推進審議会への原案の協議、報告をして、ここで決定したものである。前回ご説明した内容から大きな変更点はない。

簡単な振り返りということで、ページをおめくりいただいて、見直しの内容のところをご覧願いたい、4点あって、1点目、この計画の中間見直しについては、計画の「基本理念」、「目指す方向」、「推進項目」といったところのこの計画の根幹をなす部分については、国や都の動

向と照らし合わせても、その妥当性、普遍性は揺るがないものと判断して、これらの基本的な部分については、変更を加えていない。

また2点目、社会状況の変化、これまでの成果を踏まえながら、後期5年間を見据えた見直しを行うに当たって、市民インタビューを実施している。国や都、市の動向、市民の現状から抽出した現状課題を踏まえて、24項目にわたる個別施策を中心に見直ししている。また、適切な評価を行うために、成果目標や評価の手順についても見直ししながら時点的な修正も行っている。

4点目のところ、ここが一番の肝であるが、後期5年間については、これまでの取り組みを継続的に進めていくということとともに、以下の課題に基づく事業を重点化しながら取り組みと評価を進めていきたいと考えている。

1点目はアのところであるが、リカレント教育をはじめとした学び直しに係る情報収集と発信、これは新規の取り組みである。

また、イ、2点目であるが、増加傾向にある在住外国人等に対し、日本語を習得できる環境の整備、拡充である。

ウ、障がい者が生涯学習に取り組みやすくするための担い手の人材育成の推進、新規的な取り組みである。

そして、エについては、高齢者、障がい者、外国人等を含む多様な市民が地域の活動に参加するきっかけづくり、活動の担い手として活躍できるようなサポートということで、これは継続な取り組みである。また、外部評価の手法も見直しして今後、学びあい育ちあい推進協議会のほうへ外部評価を関わっていただく方向で見直しをしている。

資料をおつけしているが、前回から大きな変更点はないので、説明のほうは割愛させていただく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 この生涯学習というのは、今私たちにとっては重要なことだとすごいと思うが、パブリックコメントが0件だったという意味では、所管としてはもう少しきたかったなと思っていらっしやと思うが、そういう意味では、やはりなかなかこういう理解というのは、いろいろな方たちに意識を持ってもらうというのは難しいということなのか、それともこのことに関してはあまりご意見がいただけなかったのは、ある程度しょうがないというか、致し方なかったのかということをお聞きしたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 今回パブリックコメントの実施に関して、やはりこの計画に興味を持たれているような方々への団体のアプローチといった部分がちょっと今回足りていなかったかというところが反省するところであ

る。一般的な手法、各公共施設とかウェブとかSNSのほうで募集を呼びかけるといったところは、広く押しなべてはやってはいるが、こちらから関係団体へのプッシュといったところが、今回ちょっと足りていなかったといったところが一つ原因にあるかというところで分析しているところである。

○岩崎委員 一応分析されたということがわかったが、ぜひご意見がいっぱいあることで、大変な面もあると思うが、ぜひなるべくいろいろなご意見を聞きながらやっていっていただきたいと思う。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会3、総合体育館第2スポーツホールへの空調設置予定及び第1スポーツホールの空調設置工事の進捗について、市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、協議会資料のほうをご覧願う。総合体育館の第2スポーツホールへの新たな空調の設置及び本年度工事を実施している第1スポーツホールの進捗状況のほうをご報告させていただくものとなっている。

2ページ目をご覧願う。総合体育館の空調設置の基本的な考え方ということで、これまでにもご案内しているが、夏でも安心・安全にスポーツ・健康づくりができる施設整備、また、市内最大の避難所として、安心して過ごすことのできる環境整備、また、利用者負担の原則に基づく利用料金の設定という3つを基本的な考え方に置いて、総合体育館の空調設置を進めさせていただいているところである。

3ページをご覧願う。議会にて、第2スポーツホールの空調工事の予算のほうを計上させていただいているが、その内容になっている。第2スポーツホールの空調設置に当たっては、室内機を9機、設置をさせていただくような計画をさせていただいている。施設の南北面につけさせていただくということで、こちら第2スポーツホールについては、2階部分にトレーニングルームをご利用の皆さんが使用されるランニングコースが設置されているが、そのランニングコースの下に室内機を設置させていただくような予定である。なお、空調の機能としては、1階の競技エリアをスポーツ可能なレベルまで冷やすものというふうな想定をしている。

なお、工事期間中については、第2スポーツホール及びこのランニングコースのほうは利用ができなくなるような

状況である。第1スポーツホールの工事に当たっては、駐車場の一部を使用をしたり、また、室外機を設置をさせていただいている状況である。第2スポーツホールについては、工事中は第1駐車場の一部を工事関係で使用する予定となっている。

4ページご覧いただいて、工事を実施するとなったら、予定している閉鎖期間としては、令和8年の9月から令和9年の2月の中旬頃までを想定をしている。こちらの第2スポーツホールに空調を設置した場合の室外機の設置予定場所であるが、第2スポーツホールの北側壁面に設置をする予定である。こちらの設置というところでは、駐車場とか総合体育館の利用には大きく影響はないものと考えている。

続いて5ページ目、工事期間中の第1スポーツホールの個人開放、また、貸切りの使用枠についてであるが、第2スポーツホール、工事に入ると当然使用ができなくなるので、第1スポーツホールのほうをご利用様にはご利用いただくと。個人開放については、通常第1と第2で競技が分かれているが、奇数週と偶数週で実施する競技を分けて、ご利用いただくような計画をさせていただいている。

続いて6ページ、第2スポーツホールの料金改定案ということで、第1スポーツホールについては既に条例改正をお認めをいただいて、この4月から料金を改定させていただく予定であるが、第2スポーツホールについても、空調設置に合わせて、令和9年4月1日からの改定を検討させていただいているところである。

料金設定に当たっては、第2スポーツホールについては、第1スポーツホールと基本的には同内容の機能を有する施設となっているので、団体利用料金については、第1スポーツホールの面積単価をもとに算出をさせていただき、個人料金については、第1スポーツホールと同額ということで検討させていただいている。

この場合、第2スポーツホールは、1日ご利用という場合、現状だと1万5,720円が1万8,880円に、個人利用については、現状210円が270円に改定されるというような案で検討させていただいている。

7ページ、今後の予定であるが、既に実施済みで、2月に利用者向けの説明会のほうを実施させていただいている。今後4月には、第1スポーツホールの工事は順調に進んでいて、4月に再開をさせていただく予定である。6月、常任委員会の協議会のほうに改定料金の方向性をご報告をさせていただき、工事については、先ほどのご報告のとおりとなっている。9月に条例改正で利用料金の上限額を変更

させていただき、4月から第2スポーツホールの空調も稼働、利用料金を改定するというような予定となっている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 この金額なのだが、第2スポーツホールはこれから始まるということだが、これは通年期と同じ金額だったかということと、市内市外というのはあったか。

○小泉スポーツ振興課長 まず、料金の金額だが、年間を通じて、同じ金額ということなどを想定をしている。また市内市外ということであるが、市外料金については、こちらに記載の金額の倍額ということで、現状の条例でも規定をされていて、こちらを変更する予定は現在のところない。

○岩崎委員 そこは周知されているのかと思うが、やはり暑いときはエアコンのありがたみを感じていただけるのかと思うとかいろいろな意味があって、通年なのだなということがある程度、皆さん、平等という考え方は常に多分、事業者さんもお伝えしなければいけない場面もあるのではないかと思うので、市民の方にはなるべく周知をお願いしたいと思う。

○小泉スポーツ振興課長 利用者の皆様には、適切に周知のほうを実施していきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会4、総合体育館レストラン事業者の撤退について、市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 では、協議会資料をご覧願う。総合体育館レストラン事業者の撤退についてということで、現在の総合体育館の1階のほうで、レストランの運営をいただいている事業者様のほうが、撤退することとなったので、そのご報告をさせていただくものである。

2ページ目をご覧願う。現在レストランの運営については、市内に作業所を持つ社会福祉法人に運営をいただいているところである。現事業者による運営は令和5年の4月より運営をいただいている、ランチの時間帯、カフェ時間帯ということで、総合体育館利用者の方を中心に、ご利用をいただいているような状況である。

ただ、こちらの運営団体の事業者様のほうより、レストラン事業について撤退したい旨の申出があった。理由としては、近年の物価高騰による影響、また、人材難による影響というようなところで、事業継続が難しくなったとお伺いしているところである。

現在の事業者による運営については、3月22日曜日の運営をもって終了をさせていただく予定となっている。今後の予定としては利用者向けの周知とか、今後このレストランコーナーを運営いただける事業者との諸条件との調整を進めていきたいと考えている。

ただ一方で、4月1日からの再開というのは、現状困難だと考えている。そういったところで当面レストランの運営は難しいものという状況である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○しのづか委員 4月1日以降は全面的にクローズするのか。例えば、市民の皆さんが利用する厨房以外の部分は開放して、そこで食事等を取ってもらえるような配慮ができないのか、その点について伺っている。

○小泉スポーツ振興課長 まず、レストランコーナーであるが、いわゆる厨房スタッフが調理する厨房のエリアと、実際にお客様が食事を召し上がっていただくエリアとがある。このお食事を召し上がっていただくエリアについては、4月1日以降も開放していきたいので、そちらでご持参された食事を取っていただいたりとか、あと売店で簡単なパンとか、そういったものの販売等は行っているの、そういったものをご購入をいただいたりというような形で、食事を取っていただければと考えている。

○松田委員 市としては方向性としては、レストランとしていずれ再開してもらいたいというつもりでいるのか。というのはこれは簡単に言うと、指定管理の前から続いているような話でもあると思う。ちょっとその辺、なかなかここで聞くのは聞きづらいが、方向性としてはどうなのか。

○小泉スポーツ振興課長 今、総合体育館のレストランのほうは大体月平均800人から900人ぐらいの方がご利用をいただいているような状況である。そういったところでは利用者の方を中心に、食事をそこで取ればというようなニーズが一定あるのかと受け止めているところである。そういったところではまずは、やはりレストランの再開というところを目指して調整を進めていきたいと現時点では考えている。

○岩崎委員 そこはすぐく光が差し込むと、明るい。場所的にはちょっとどなたからも近いというわけではない場所だが、行けば総合体育館として行くというよりは、あそこに座るとちょっとガラスの窓になっていて、ちょっと落ち着くという部分もあるかと思うが、やはり今ほかの方もおっしゃったように、この物価高の中、相当営業を軌道に乗せるような形にさせてあげるための少し大変さがあるのかと思うと、いろいろな手法で働きかけていくということが

今後、前は地場野菜とかも置いていただきたいなというの、もちょっとあったと思ったが、いろいろな広域に働きかけてあそこをちょっといい形に使えないかと、発展的に考えてくださる方にも呼びかけていくという、市内でいいのかというところも考えていただけるのかをお聞きしたい。実際今どこまでわかっていらっしゃるのかあれだが。

○小泉スポーツ振興課長 今レストランの飲食業の運営については、近年の物価高等の影響を強く受けている業種なのかと受け止めている。そういった中では今の事業者さんに入っていていただくときも、かなり事業者さんを見つけるのは困難な状況があった。現状そういった状況に大きな変化がない中では、幅広く、事業を担っていただけるような事業者さんがいらっしゃらないかどうかというところは、検討する必要があると考えているところである。

また、例えば飲食業だと、そこで召し上がっていただくだけではなくて例えばデリバリーとか、そういったことを例えば同時に実施をしていただいたりとか、また、総合体育館だけではない幅広いスポーツ施設はほかにもあるので、そういった業者さんを含めて、デリバリーも含めて何か事業者さんがしっかりと営業できるような手法というの、事業者さんとの意見交換を実施していければなど、そのように考えているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会5、多摩市スポーツ推進計画中間見直しについて市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 では、協議会資料をご覧願う。協議会資料を3つ挙げているが、1点目の資料をご覧願う。

多摩市スポーツ推進計画の中間見直しについてのご報告になる。本計画については、令和2年1月に10か年計画として策定をして、おおむね5年が経過したため、当初の計画に沿って見直しを進めてきたものである。

これまでの見直しの経過としては、多摩市スポーツ推進審議会での審議や報告、また、庁内の本部会議での協議、教育委員会やスポーツ協会への意見聴取、パブリックコメント等の実施などを踏まえて、中間見直しを決定したのでご報告をさせていただくものとなっている。

1番、これまでの経過であるが、令和7年12月に、それまでの庁内、また、審議会等の検討を踏まえた素案を、本子ども教育常任委員会の協議会でご報告をさせていただいている。その後、12月から本年1月にかけて、パブリック

コメントを実施の上、多摩市教育委員会での協議等を踏まえて、決定をさせていただいたものとなっている。なお、12月の本協議会でご報告させていただいた内容から大幅な変更はないところとなっている。

2番、中間見直しの主なポイントというところであるが、基本理念や基本目標といった点は、これまでの考え方を踏襲、基本に置きつつ、社会情勢の変化に対応した見直しを実施させていただいたものである。社会情勢の変化で考慮すべき要素としては、地球沸騰化とも言われる気候変動への対応、それから、中学生がスポーツ・文化芸術活動を継続していくための地域展開の取り組みとか、東京で開催された各種国際スポーツ大会の開催を踏まえた見直しとなっている。中間見直しの内容については、協議会資料3点目の、中間見直しの概要版のほうをちょっとお開きをいただきたい。

概要版の4ページをご覧ください。本計画については、先ほど申し上げた基本理念・基本目標は、これまでの内容を踏襲しつつ、施策の柱として5つの施策の柱、その各施策の柱について、5つ程度の施策を設けているところとなっている。

5ページのほうをご覧ください。施策1、スポーツに触れるというようなところでは、よりスポーツに関わっていただく機会をふやしていくため、応援やボランティア活動から始めるスポーツを新たに重点目標としている。

6ページ目、スポーツを楽しむというところであるが、こちらについては、働く世代が手軽にできるスポーツの普及啓発を重点目標として、設定をさせていただいた。

7ページ、スポーツを継続するというところでは先ほどご報告もさせていただいたが、近年の気候変動に対応するため、スポーツ施設での酷暑対応というようなところを設けさせていただいている。

8ページ目、スポーツライフを創出するというところでは、中学生の皆さんがやりたい部活動等が今後も継続して実施できるように、学校部活動の地域展開等の取り組みを追加をしている。

最後、施策の柱5というところでは、国際スポーツ大会を契機としたレガシーの創出を新たな施策として加えつつ、スポーツを通じた共生社会の創出を重点目標にするという見直しを実施させていただいたところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会6になる。令和7年度多摩市子ども・若者・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 それでは、資料をご覧ください。1月28日に改選後初めての会議を開催した。新しい委員10名、令和8年の1月から3年間の任期で委嘱をさせていただいて、会長、副会長の選出をした後、こちらにある協議事項1件、報告事項7件について、審議をした。

協議事項については、児童福祉法に基づいて、こども誰でも通園事業を認可するに当たって、当事者となる委員の皆様の見解を聴取したものである。

また、報告事項の1件目、物価高応援子育て手当に関しては順調に進んでいる旨の報告をさせていただいて、2件目については、1月30日に実施をした子どもみらい会議について、開催のご報告をさせていただいた。子どもみらい会議については、開催の状況がホームページ、また、たま広報に掲載しているので、お時間のあるときにご覧いただけたらと思う。

また、報告事項3番から7番については、今日の報告案件の議題にもなっているので、ここでは割愛をさせていただく。子ども・若者・子育て会議、第1回目の状況については、こちらにあるとおりホームページ等にも掲載しているので、ご確認をいただけたらと思う。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会7、令和8年度たまこどもフェス2026の開催予定について資料の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 それでは、資料をご覧ください。1月28日に改選後初めての会議を開催した。新しい委員10名、令和8年の1月から3年間の任期で委嘱をさせていただいて、会長、副会長の選出をした後、こちらにある協議事項1件、報告事項7件について、審議をした。

今年3回目を迎えるたまこどもフェスである。3回目の幼稚園、保育所の園長会の皆様をはじめ子ども関連団体と連携をして、多摩市の質の高い子育て施策を市内外にアピールをしていきたいと考えている。

3年目になって、施策のPRに加えて、引き続き多摩市に愛着を持って多摩市に来ていただきたい。また、行動していただきたいということで、施策のPRプラスきっかけづくりというのもし掛けていきたいと考えているほか、また、選ばれるまちへということで、良質な住環境のPRといったところも、団体に協力をしていただいて行っていきたいと考えている。

日時は6月7日の日曜日10時から4時まで実施の予定で

ある。少し開催する場所も広げて、駅からの動線というところで、マクドナルドの前のうえるかむ広場のところからグリナード広場、永山公民館、永山北公園といったところで開催をする予定である。ご協力いただく団体については、現在も調整中だが、こちらにあるとおりである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○しのづか委員 参加団体等も過去2回より充実されていて、3回目ということで期待しているが、過去2回と今年でどの点が変わった、変えたというのがあれば教えてほしい。

○廣瀬子ども・若者政策課長 特に、包括連携協定を結んでいる京王電鉄さんと少し協力を密にして、駅張りの広告といったところを広く行っていく予定があるのと、また、子どもたちに向けて、京王れーるランドさんとか、そういったご協力もいただく予定でいる。

それともう一つ、良質な住環境のPRということで、東京都のニュータウン整備事務所のほうとか、また東京都住宅供給公社さん、東京都住宅政策本部といったところにも出展をいただいて、ニュータウンの町並みをVR（バーチャリアリティ）で見ることができたりとか、また京王電鉄さんのご協力で、多摩ニュータウンを今までシールラリーは会場の中だけだったが、ちょっとまちなかもシールラリーをして、諏訪・永山の名店街のほうまで歩いていただいているというような、せっかく来街していただいて多摩の町並みを見ていただこうというような仕掛けも少し考えているところである。

○しのづか委員 京王電鉄さんの協力が得られるようになったということで、例えば電車の中の中張り広告とか、駅の広告とか、市外の方に向けてのPRというのが期待できるのかと思うが、その点についてはどのように。

○廣瀬子ども・若者政策課長 中張りの広告については、ちょっと来年度については難しいが、全駅、70駅にポスターの掲出をしていただく予定である。

○しのづか委員 今東京都住宅供給公社さんとかUR都市機構さんとかという、やはり住宅政策とのリンクというのが私は必要だなと思っていて、今ご説明あったが、これは継続的に行っていくおつもりなのだろうか。

○鈴木子ども青少年部長 先ほど子ども・若者政策課長からも説明させていただいたが、京王電鉄さんも含めて、どちらかというと住まいということで、参加団体の一番先頭にあるKTU（京王電鉄株式会社・多摩市・UR都市機構）、京王電鉄も含めて入っているが、ニュータウン再生、これを初期から取り組んできたチームになる。企画課がま

とめ役になりながら、京王電鉄の沿線価値の部隊、それからUR都市機構さんとやっていただく。今回東京都住宅供給公社とか東京都住宅政策本部さん、あるいは東京都都市整備局、これは山崎副市長から、かなり東京都のほうにも働きかけをしていただいて、ご協力がいただけるような感じなので、市全体で、理事者も含めて、東京都とタッグを組みながらこれからも、これは単年度ということではなくて、継続して進めていく、そういう考えである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会8、令和8年度多摩市こども誰でも通園事業（乳児等通園支援給付）の実施について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会8の資料をご覧願う。地図のものである。

先ほど、条例改正のところでも少しご説明をさせていただいたが、令和8年度の多摩市こども誰でも通園事業、新たに6施設を追加して、19施設で実施をする予定である。具体的な園としては、地図上でグレーの網かけをかけて、また、番号を振っているところである。こうしたことで、例えば唐木田地域とかより広域的な範囲で、こども誰でも通園事業を実施する予定である。また、東京都の制度と組み合わせ、160時間利用可能な制度は維持をしていく予定である。

令和7年度現在だが、460人程度の方が認定が済んでいるところで、これは資格のある中でも約半数を超えたような状況でご好評いただいているような事業になっている。また、新たなスキームとしては、給付制度になるということに伴って、国のほうでつくった通園ポータルといったシステムを使うといったことであったりとか、先ほどもご説明したが、広域利用、多摩市民が多摩市以外の自治体の施設を使うことができる、また逆もできると、こういったところでの実施を予定している。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 先ほどの条例改正のところもそうだったが、園としては、0歳児の方があまり入所されていない今の実態の中で、先ほどの保育士さん、看護師さんとかの金額の立て方を変えてきたということで、事業者に寄り添っている事業に変わってきたと思うが、このこども誰でも通園制度を一つになるというか、ある程度その事業者の運営に資する部分もあるのかというところを確認したい。

○西幼児教育・保育担当課長 本事業についても、一義的な目的としては子育ての応援であったり、子育て家庭の支援の強化といったところはあるが、今おっしゃられたように、事業者支援の側面もある。定員に空きが出ていたところで新しいこのこども誰でも通園事業という保育サービスを提供することで、その補助金もまた交付ができるということで、今回新たに認可保育所については、全体6ふえる中での5つである。この5園の中でもやはり余裕活用型が4園であるので、そういった空きがあるところを活用していくといった予定になっている。

○岩崎委員 そうしたときに運営的には、財政的なものでありがたいという側面が事業者側にあると思うが、一方で、日頃から来ているお子さんではない方を受け入れるという側面もあって、大変になる面もあるのかというところで、事業者側との密なコミュニケーションとか、今後これからこれだけの数が始まっていくとなると、いろいろな課題が出るのではないかなと思うので、その辺のところはぜひ一緒に考えていただきたい。

○鈴木子ども青少年部長 ご指摘のところはしっかり受け止めさせていただいて、取り組みを進めていきたいと思う。

このこども誰でも通園事業、一昨年の取り組みを始めたときにご説明をさせていただいた記憶だが、そもそもはコロナ明けで、保育所については、0歳児の申請がすごく停滞してきて、0歳児というのは一番保育士を手厚くつけなければいけないところで、そこが稼働しないということ自体が、園の運営については、職員はいるが、子どもがいないということがすごく影響があるということ。

それから幼稚園については、現状もそうであるが、多くが今保育所を志望する保護者が多いので、大体どこの施設も、施設定員のもう半分を切っている状態で受入れをしている状況。

本市としては、保育園も守っていかなければいけないが、幼稚園もやはりどんどん廃園していくような、そういう流れではないといったところで、このこども誰でも通園事業を始めるといってお話をさせていただいた。そういった意味では、施設に対する支援にもなるが、基本はやはり稼働させていただいて、そこにかかる経費というものが正当に幼稚園、保育園に入っていくことで、法人運営というのが安定していく。その中で、保育サービスも充実ができるということが一番大切なこと。

先ほど別の委員からも少しつぶやきがあったが、聖蹟地区がないよねというあたりについては、今申し上げた導入してきた経緯の中で、空き定員のある施設がほぼないとい

うことがある意味、このこども誰でも通園事業には象徴的に表れているのかとは思っている。今後、子ども青少年部としても、幼稚園長会、保育園長会と話し合いながら、できるだけ満遍なく市内全域で事業が展開できるようにしていきたいとは考えているし、岩崎委員からのご質問についても、誠実に向き合って取り組みを進めていきたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会9、令和8年度4月認可保育所等の入所申請状況について市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会9の資料をご覧願う。

上の表と下の表であるが、上の表が令和8年4月の新規入所の状況ということで、2次申請までの数値を今全部固まったので、そこまで反映している。下の表については、昨年度の状況である。

まず大きな数字から申し上げると、上の表の新規の入所や転所の申込み数の一番右のところは651人、去年は613人ということで38人ふえたといったところである。そんな中で、特にやはり0歳から2歳の保育ニーズが高まっているといったところがある。

2次の審査後の空き人数のところであるが、0歳が28人、1歳が4人、2歳が14人と、どれも令和7年の4月に比べて、空きも減っているといったところである。特に1歳のところが減ってはいるが、0歳、2歳のところも減ってきているといったような状況である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会10、市内認可保育所等における食材料費（給食費）に対する補助の見直しについて、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会10の資料をご覧願う。

先ほど条例改正のところでも給食費の補助についてご説明をさせていただいたが、こちらでのご報告については、利用者の負担額が幾らになるのかといったところをご報告をさせていただく。

まず、こちらの資料に記載したとおり、本市については、令和元年の国の幼児教育・保育無償化以降、国が示した主食費分3,000円のうち1,500円を運営費として補助しており、各施設においては、保護者からは主食費分の残りの1,500円と、おかずの副食費分4,500円を合わせた6,000円を現在

もご負担いただいている。

このたび条例改正ができれば、令和8年4月以降の保護者の負担額については、これまでの園長会との協議の中で行った実態調査の結果であったり、国が示す給食の質を確保するための公定価格を踏まえて、令和8年4月以降については、各施設において、副食費分として4,900円を保護者にご負担いただくことを予定している。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 副食費部分のみになるが、補助がまた回復されてよかったと思う。26市においても、保育園の給食費の徴収を行わない市もふえてきている中で、まず、一步前進したことはよかったなということなのだが、そこから先は、東京都や国の支援がないとなかなか厳しいというのはこれまで答弁をいただいていた。そちらのほうの動きとかに今どういった状況になっているのかだけ伺います。

○鈴木子ども青少年部長 まず、給食費については、今、幼児教育・保育担当課長からご説明したとおりである。今ご質問いただいた大くま委員のこれまでの議会での質疑の趣旨についても、ある意味反映ができていないかと考えている。

一方で、この後、完全無償化というお話が今あったかと思うが、国や東京都の動向というのは、本市としては、やはり継続して見ていく必要があると思っていますと同時に、一方で、やはり未就学の児童に対する食費の補助というもののあり方、部内でも庁内でも検討しているが、いわゆる未就園児、就園されてないお子さんもいらっしゃるわけで、要はご家庭で子育てをされているご家庭、そことの差をどうするかというあたりも、ただ、保育園の給食費無償にすることだけでは済まないという認識なので、今の時点で、無償化に突き進んでいくというような考え方ではない。

○岩崎委員 金額が今物価高もある中、この金額、4,900円にしたと思うが、この物価高がちょっと不安要素でもあるので、その辺でこれから先、この金額で何とかしのいでいくというのは、相当大変なのではないかという面もあるのではないと思うが、一応この4,900円というのを今、子ども青少年部長も無償は難しいかもしれないと言っているが、無償どころか、ちょっと大変な状況があっても、これは守っていただけるのかというところをお聞きしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 まず、この4,900円については、各施設から令和8年度については変更の予定はないと伺っている。

一方で物価高の対策としては、これとは別に市のほうでも、今回の当初予算においても、4月から6月分については、東京都の補助制度も活用しながら、また、幼稚園に対しても、市の独自財源を使いながら対応していく予定である。今後もまた状況を見ながら適切な対応は考えていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会11、こども家庭センター体制強化事業について、市側の説明を求める。

○田島子ども家庭相談担当課長 それでは、資料11になる。こちらに関しては、令和7年4月からこども家庭センターを設置して、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目なく母子保健と児童福祉が一体的に相談支援ができるようにということで取り組んでいるところだが、そちらを東京都の事業を活用してさらに機能を強化し、児童虐待の未然防止につなげていくというようなものとなっている。

ポイント的な事業の概要に関しては、母子保健と児童福祉のケースワーカーと保健師が一緒になって、最初から、同じ方、対象の方に関わっていくというようなもので、アセスメントの指標も母子保健と児童福祉、同じものを使っていく、また、どういうふうな支援が必要かといったところも一緒に考えていくというような事業となっている。

この支援の対象者に関しては、1ページ目の下の四角囲みに書いてあるが、やはり困り感が高くなりやすい25歳以下の初産の妊婦さんがいる家庭、それから頼れる方が1名以下の妊婦、またはその家庭というようなことと、あとのほか、市が独自で認めたものというような形になっている。

2ページ目に関してはイメージ図、一緒に組んでいくというようなイメージ図を載せているので、後ほどご覧いただけたらと思う。こちら東京都の事業で10分の10の補助が出るということで、ここの4番のところに書いてある人件費のところに、充当できるというものとなっている。また、この事業を行うに当たっては、研修が必須となっているので、おおむね16回ぐらいの研修になるが、その研修を全職員が受けていくというような内容となっている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○しのづか委員 私もよくわからないが、例えば東京都は児童相談所を持っている。そことの連携はどうなっているのか。

○田島子ども家庭相談担当課長 東京都の児童相談所との連携は現在も行っているが、これはもっと予防に特化、そういうふうにならないようにというような形の強化の事業となっている。もちろんここでさらに強い支援が必要だとなれば、ここから児童相談所のほうに、日々の連携で行っているとおりに行っていくという流れになる。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会12、産婦健康診査・1か月児健康診査事業について、市側の説明を求める。

○佐藤こども家庭センター長 それでは、協議会資料12をご覧ください。こども家庭センターから産婦健康診査・1か月児健康診査ということで、一番上のところをご覧ください。

妊娠期から出産後、就学前までにかけて、こども家庭センター母子保健担当では、出産後3・4か月児健診と、1歳6か月児健診、そして3歳児健診と続けて健康センターで集団健診している。また、妊婦健診と6・7か月児健診、あと9・10か月児健診は、都内の契約医療機関で個別健診を実施しているが、いずれも都内共通の受診票を使って公費で受診いただいている。

ここで、国等の財政支援を利用して、都内全区市町村で令和8年10月、本年10月より、同じく共通受診方式で1か月児健診及び産婦健診を実施する。

1番の経緯・現状のところをご覧ください。現在この2つの健診事業を導入するべく、医師会と東京都、各自治体等で構成される都内五者協で承認された後、検討会を設けて体制整備を行い、本年10月から都内共通受診方式の公費負担制度の導入を予定している。

ほかの全ての自治体でも、導入に向け準備を進めていて、多摩市も乗り遅れることのないよう、予算計上させていただいた。

次に、2の事業内容をご覧ください。産婦健診の対象者は、出産後間もない妊婦、そして本年10月以降に受診した妊婦になる。公費負担額と回数は1回当たり5,000円で2回まで、時期は産後2週間と1か月後、受診票の配布は、本年4月以降に妊娠届出の際にお渡しする母と子の保健バッグの中に、同封させていただいて配布する。それ以前に届出した対象者には郵送を予定している。

対象施設は、妊婦健診と同様、都内共通で利用できる受診券のため、東京都が一括して契約するものである。したがって自治体に限らず、都内の委託した医療機関であれば

どこでも気軽に受診できる。

次に、1か月児健診の対象者は生後27日を超えて生後6週に達しない乳児とする。本年10月以降に受診した乳児が対象となる。公費負担額と回数は1回当たり6,000円で1回までと、受診票の配布は対象施設だとかは産婦健診と同じである。

あとは予算額だとか、補助金の関係については、こちらの資料のとおりであるので、予算の概要について説明をさせていただいた。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 この産婦健診の今まで有料だったのが無償になるのはすごく大事なことでよかったと思っている。それで今までごきょうだいがいると有償だったということが入っていて、それを無償になるよというのは、妊娠時に伝えてくださるのかということと、もう一つはこの10月からということであると、微妙な健診の違いで、有償と無償と分かれてしまう、9月と10月で分かれてしまうこととなるべく防ぐというか、知っててそうするならあれだが、知らなかったということがないようにしていただくようなための周知というのはどうお考えかをお聞きする。

○佐藤こども家庭センター長 補助対象が10月以降ということになるので、そこは漏らさず説明をするだとか、資料として案内をさせていただくということになるので、対象として、どうしてもそこで区切りなければいけないというところはあるので、そこは丁寧に案内させていただきたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会13、子育てひろば（地域子育て支援拠点）の今後の展開について市側の説明を求める。

○佐藤こども家庭センター長 それでは、資料13をご覧ください。子育てひろば（地域子育て支援拠点）の今後の展開ということである。

1の現状のところである。子育て家庭の孤立防止のため、児童館や多摩保育園その他公的機関ということではいえませんが、まっことか、パルテノン多摩の子どもひろばOLIVEだとか、そういったところを合わせて10か所で週5日の子育てひろばを常設して、親子の交流を行ったり、保育や子育て支援など専門知識のあるマネージャーさんがいて、育児の相談だとか、時にはお父さん、お母さんのお困り事だとか愚痴だとか悩みを聞いたり、必要な子育て情報を提供したりしている。

子育てひろばでは、小さな乳幼児が遊ぶスペースでもあるので、大きなお子様が入ってこないように空間を分けている。したがって、児童館では、建設当初に想定していなかった子育てひろばの常設により、放課後の小・中高生が利用するスペースが限られてしまい、施設の狭隘化や老朽化が課題となっている。また、多摩保育園の子育てひろば事業、子育てセンターでは、年々ちょっと利用者が、数が減ってきているということが課題である。

一方で、一部の幼稚園、認可保育所では、こども誰でも通園事業が始まって、地域の子育て家庭に向けて、より身近に子育て支援を充実させていくこと。また、一部の認可保育所では、既に自主的に子育てひろばを自主事業で実施しておる園もあって、今後も継続していきたいという園もある。

次に、目的のところであるが、人材難による専門職や担い手の不足は、市も民間も同じ状況であり、課題である。官民共々地域の人材を地域資源と捉えて、地域全体で子育て家庭を支える仕組みに転換することが大事であり、これを目指していく。そこで、地域の実情に合わせて、今後児童館、多摩保育園の直営中心から、専門職が身近で専門性の高い相談体制が整っている幼稚園、認可保育所へ子育てひろば機能に移して、官民連携による地域の子育て支援の強化を目指す。

児童館では、令和7年策定の児童館の今後のあり方基本方針に基づいて、地域の実情に合わせて、ひろば事業の整理で施設の狭隘化を解消し、小学生以上の児童・生徒の育成、地域交流機能を強化する。多摩保育園では、待機児童対策に力を入れていく。

次に、3番の方法のところであるが、4番の今後の展開を併せてご覧になっていただきたいが、ひろば事業は、園の独自性を発揮して、工夫できる運営をしやすいことから、補助事業として公募する。期限は、単年度補助であるが、法に基づき、市が実施する事業として、今後も国や都からの補助が続くため、今年度のみならず、令和9年度以降もひろば事業に新たな事業展開を含め検討していく。

そのため、ひろば事業は、直営施設の運営や地域の実情を踏まえて、今後段階的に移管していく考えである。今年度は初めての取り組みであるので、まずは1か所分の補助事業として予算を上げさせていただいた。予算を認めていただければ、4月以降、幼稚園と認可保育所に園長会を通じて補助事業の説明をさせていただいて、公募の案内、申請、受付を開始する。8月までには広場の運営や実施体制が整っているか審査をさせていただいて、事業者を選定し

て補助金を交付する。9月からの運営開始を考えている。移管に当たっては、公共施設側が移管先のひろば事業の運営が定着するまでの間は、伴走しながら協力関係を築いていって、利用者が不便を感じないようにサポートしていく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 児童館のように、今まで活用していたものが今度は保育園とか幼稚園でもできるという流れがこれから始まるのかと思うが、そうになると細かいところでは、予約する必要があるのかとか保護者がこども誰でも通園があるので、そこで保護者がいてもいなくてもいいという状況になるのかとかいろいろあると思うが、今課題みたいなものがあるのかお聞きする。

○佐藤こども家庭センター長 細かいところまではまだ詰め切れていないところはあるが、利用者の不便が起きないように、できるだけ伴走支援という形でやっていくということは考えとして持っている。あとは予約の仕方だとかというところは、こちらのほうでどういう形になるのか、具体的にまだちょっと決め切れてないところもあるので、そこはちょっと調整させていただきたい。

○鈴木子ども青少年部長 ちょっと聞かれたことに直接お答えすると、ひろばなので、幼稚園、保育園のほうに移管していくということは、児童館のあり方基本方針の中で、既に議会の皆さんにもご説明をしているところである。児童館でもそうであるが、50人ぐらいいは入れる部屋に100人は入れないが、基本は予約制ではなくて、定員の中では、基本来ていただければ入れる。それから親の同行が必要か、これは幼児、乳幼児なので、親子で参加いただくものである。子どもだけでひろば事業は参加いただくものではない。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会14、令和8年度産後ケア事業について、市側の説明を求める。

○佐藤こども家庭センター長 それでは、資料14、これまでの経過のところをご覧願う。

令和2年8月に改正された母子保健法により、これまで実施してきた産後ケア事業が法律上位置づけられた。全ての市町村に対して努力義務で実施されている。

多摩市では、これまで児童虐待防止の観点から、児童福祉部門で実施していたが、法改正を受けて、令和5年4月より母子保健部門で産後ケア事業を実施している。

次に、真ん中の3つの枠をご覧願う。産後ケア事業は、

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行うが、その方法は、左側から母子保健の助産師が直接訪問する訪問型、真ん中のところは母子が医療機関等に行き、助産師や保育士からサービスを受ける通所型。右側が母子が医療機関等で宿泊して、助産師からサービスを受ける宿泊型の3つのメニューで実施している。この中で、通所型でケア事業を実施していた多摩保育園が、令和7年度をもって休止となる。

そのため、昨年からの園の意向を受けて、代わりとなる医療機関を探して、稲城市立病院と調整した結果、当病院では令和8年度から、宿泊型に加えて通所型も受け入れていただくこととなった。それを踏まえて当初予算として組ませていただいている。

多摩保育園を利用されていた方は、代わりとなる稲城市立病院含め、その他の病院やクリニック、助産院で受け入れていただくように、ご案内していく。また、比較的大きなお子様はお母さんの休息ができるように、市内の幼稚園、保育園でやっていることも誰でも通園事業だとか、たまっこ、パルテノン多摩子どもひろばOLIVEの一時保育などもご案内させていただく。

課題としては、最後のところにあるが、宿泊型、通所型の事業、市内に実施できる医療機関が少ない。ご案内のとおり、近隣市外の医療機関を利用せざるを得ないことが課題であるので、今後はその課題解決に向けて、受入れ可能な医療機関にアプローチして、開拓に努めていく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際暫時休憩する。

午後0時06分休憩

午後1時05分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、協議会を再開する。

協議会15、令和8年度学童クラブ待機児童状況(予定)について、市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 それでは、協議会15である。令和8年度学童クラブ待機児童状況(予定)についてご説明する。

予算審査のところでもご質問いただいて、少し重複する部分もあるかと思うがよろしく願います。現段階のこちらのページの資料だが、令和8年2月6日の第三期終了時点の資料ということでご承知おきいただきたい。

学童クラブ30施設、総定員数だが、1,916名いるが、令和8年度第三期までの総申請件数1,937名ということで、令和7年度の同時期申請1,966名だったので、29名の減ということで途中経過というところではあるが、全体としては、若干の減少傾向というところである。

予算審査のほうでご説明させていただいたが、この第三期終了時点で、学童クラブ待機児童が10名以上発生しているというところの学童クラブであるが、東寺方小学童クラブ、第一小学童クラブ、愛和小学童クラブ、愛宕南小学童クラブ、連光寺小学童クラブ、南鶴牧小学童クラブとなっている。

その一方で、施設定員に数十人の余裕がある学童クラブということで、諏訪南小学童クラブ、落合第二小学童クラブが申請としては、10名台ということで、少し顕著に数字が出てきているというような状況である。現時点で、この学童クラブ待機となった、入所保留となった方々については、入所の保留通知と併せてランドセル来館だったり、また、愛宕南と南鶴牧小学童クラブの待機というふうな形になった方には、放課後見守りサービスのご案内も、併せて通知をさせていただいているというところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○おにつか委員 愛和小学童クラブが特に突出しているように感じるが、愛宕南小学童クラブも含めてだが、放課後の居場所である。今ご準備されていると思うが、ちょっと人数がかなり多いので、本当にその居場所が付与できるのかということと、これは継続的に毎年このくらい的人数がいるのか、それとも今年何か特別な事案があったのかお聞きする。

○長谷川児童青少年課長 今回の、数値的なところでこちらのほうに計上しているが、愛和小学童クラブは愛和小学校の敷地内にある学童クラブ、愛宕南小学童クラブは、またちょっと場所が違うところにあるが、今回この要因としては、多摩第三小学校の申請者が、愛和小学童クラブと愛宕南小学童クラブのほうにそれぞれ申請をしたというところの部分で、少し愛和小学童クラブの申請者数がふえてきているというところがある。

先ほどお話しさせていただいたとおり、この入所の、保留となってしまう方々については、今ランドセル来館と富士ヶ丘幼稚園での放課後見守りサービス、こちらのほうもご案内をしていて、今ちょうど申請も受けているという状況である。ランドセル来館については、申請の上限というのは特段ないので、今受けている状況なのだが、愛宕児童館のほうでランドセル来館を受けているが、ただ

10名台ということで、この30名全てがランドセル来館の申請をされているというような状況ではない。

また、富士ヶ丘幼稚園のほうの放課後見守りサービスについても、定員20名というところだが、今現在20名を超える予定がなさそうだとということで、受け付けの状況としては足りているところである。

○おにつか委員 ご対応していただいているようだが、結構困っていらっしゃるとお声があるので、ぜひよろしく願います。

○岩崎委員 放課後子ども教室は、今4校で、それで2校ずつふやしていく流れはあってもその部分ではなかったということでもいいのか。

○長谷川児童青少年課長 実質今年度までで、委託で実施している、週5日実施という形でやっている小学校は4校ということで、来年度も2校ずつふやしていくという中で、今回の一般質問、代表質問等でもお話も出ていたと思うが、来年度については、多摩第一小と多摩第二小で実施をしていくということで、予算のほうをお認めいただければ、そちらのほうでの実施を考えているということである。

今後については、先ほど申し上げたとおり所管としては、2校ずつできればふやしていきたいと考えておる中では、学童クラブとしては、こういった待機の部分もあるので、また、学童クラブの待機だけではない形での検討、検証も必要にもなるので、そういったところを総合的な形で加味しながら、今後進めていきたいと考えているところである。

○岩崎委員 今回は小学生の待機になっていらっしゃる方が、ポイントとして1年生からとか、ある程度、ポイントの高い方から入っていかれると思うが、1・2年生は何とか入れた感じか。

○長谷川児童青少年課長 基本的には入所の申請の基準については、入所申請のご案内のところ、各学年の基準指数というものがあって、その後に世帯の条件等を考えて、加点であったり減点であったりというふうな形で実施をしているということである。そのような意味では、やはり低学年の方々のほうが基本指数が高いというところがあるので、やはり入所というところの決定に関しては、低学年の方のほうが入りやすいという部分はあろうかと思っている。

今のお話のとおり基本的にはやはり高学年の方々のほうが入所の保留になりやすいというような状況があるので、ある程度その1年生、2年生というところについては、ちょっと申請の第1期、第2期による申請をしていただく必要があるが、基本的には低学年の方に関しては、ある程度

入所のほうは決定が出ているというような傾向である。

1年生では待機も、各学童クラブそれぞれのところである場合もある。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会16、学校長期休業期間中における学童クラブの昼食提供体制整備について、市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 こちら協議会16、学校長期休業期間中における学童クラブの昼食提供体制整備についてである。こちら一般質問、代表質問等でも、かなりご議論いただいたところもあるので、簡単なお報告ということでさせていただきます。

こちらの導入の趣旨であるが、東京都の認証学童クラブの申請要件に、学校の長期休業期間中の昼食提供の仕組みの導入というものがあるので、こちらの体制を整備することで、令和8年度開始に向けて、これまでも動いてきたということである。

2番の調整状況であるが、令和7年12月5日から12月19日まで、たま広報及び公式ホームページにて、昼食提供ができる事業者の公募をさせていただいた。こちらのところまでを令和7年12月15日の子ども教育常任委員会で、口頭でご報告をさせていただいたということである。

その後、応募があった2社について、現地等も伺いつつ、選考させていただいて、2社とも採用することに決定をしているということである。

事業スキームだが、基本的には保護者が事前に登録した配食事業者の注文システム、アプリという形だが、こちらを利用して、直接配食業者に注文、支払いを行うというものである。

次のページ、スケジュールである。既に3月上旬というところで、学童クラブの利用者には試行実施の旨、お知らせをさせていただいている。こちらの資料では、令和8年3月下旬と書かせていただいているが、春季休業期間中27日、30日、31日の3日間で、試行実施を行う予定である。その後、こちらは少し調整を経て、夏季休業期間中に本格実施という形で動いているということである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会17、令和8年多摩市二十歳の祝賀祭につい

て市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 協議会17である。令和8年多摩市二十歳の祝賀祭についてである。

こちら、令和8年1月12日午後1時半から開始ということで実施をさせていただいた。議長と子ども教育常任委員会の委員長にもご参列いただいて誠にありがたい。当日は晴天にも恵まれて、特段の滞りなく実施できたものと考えているところである。

対象者数だが、1,476名、そのうちの参加者数が854名ということで、参加率としては57.9%、大体6割弱の参加率というところであった。昨年度と比べても、特段大きな変化はなかったかなと思っているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、続いて協議会18、「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」の策定について、市側の説明を求める。

○小野澤教育部長 そうしたら、これ以降教育委員会の案件が続くので、順次課長のほうからご説明をさせる。

○石山社会教育・文化財担当課長 国登録有形文化財川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画の策定について、ご報告させていただく。

前回のときも、策定の状況についてご報告させていただいたが、その後の進捗についてご報告する。

まず、協議会資料18のところである。大きな2番目のところ、策定までの経過というところだが、ご覧いただけるだろうか。令和6年、7年度の2か年にかけて、幾つかの組織の中で協議を経て、今回計画原案を作成している。今年の2月9日に開催した多摩市教育委員会の定例会で、こちらの内容決定ということで決定に至った。

これまでの部分についてご報告させていただくと、庁内の関係課長職で構成する保存活用計画の策定委員会、これが都合9回開催する。それから、学識経験者で構成する保存活用計画の有識者会議を全体で7回開催している。また、昨年の10月から11月に、パブリックコメントを実施して、そこで4人の方から19件の意見をいただいている。これはちょっと後ほどご説明する。

それ以外にも、文化庁、それから東京都の教育庁からご意見いただいたものを反映して、この2月9日の教育委員会で決定しているということである。このパブリックコメントのほうでどんなところを、素案から原案のところで変

えたのかというところについてご説明させていただくと、この協議会資料18は3つ資料があるが、3番目のところ、ページ数的に140ページぐらいあって、膨大な資料になるので、ここから抜粋して、65ページのところをご説明させていただく。

右下のところにページ番号で65、PDFのページ番号で合ってくるかなと思う。こちらのほうで主に東京都、それから国のほうから、今後、この保存活用をしていくに当たって改修、こういったものを行うに当たり補助金を活用していきたいと考えている。この中で、こちらの公開活用に向けた施設整備というところである。防災設備や給排水、空調、電気設備のところについては、必要な消費電力に対応できるキュービクルの整備も検討すると書いてある。実際、川井家住宅でキュービクルの整備までは多分行わないと、ほぼ行わないだろうと思うが、万が一、こういったものが必要になったときに、補助金の対象としていくために、こういったもののまでの範囲を書き込んだほうがいだろうという助言をいただいて、書き込んでいる。

これ以外にも、いただいたパブリックコメントの中の意見では、年代表記、例えば昭和30年代、1955年とかという形で書いてあるとわかりにくいので、それを和暦で全部年代を統一したりとか、あと誤字の部分、「クジョウノ」では「ロ」が抜けて「ロクジョウノ」の間が「クジョウノ」になっていたりという誤字についての意見をいただいたりとかということと、あと、歴史的な根拠、過去の文書で記録が残っているものについてのご指摘いただいた部分について修正したりと。そういったものを行って、この原案を決定させていただいたということになっている。

今後の予定だが、資料の18の一番最初の資料の3番目に書かせていただいたが、令和8年度中に、当面必要となる維持管理経費の修繕、シロアリの被害が出ている部分もあるので、その維持補修をしたりとか、利活用事業者の公募に向けての準備に向けて利活用方針を策定していきたいと今のところ考えている。

資料は多いが、全部説明すると時間がかかるので、こういった形でご説明とさせていただきたい。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会19、人間国宝認定記念事業の実施について市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 引き続きで、私のほう

から人間国宝の認定記念事業の実施についてご報告させていただきます。

昨年10月10日の官報告示で、市内在住の渡辺晃男さん、国の重要無形文化財、いわゆる人間国宝の木工保持者ということで認定をいただいた。その偉業をたたえて、昨年11月27日には市民栄誉賞の贈呈をさせていただきたいということでご報告させていただいているが、こういった市内の中で、かなり文化水準の高いということはまちの誇りであると考えていて、広く市民の皆様はこの伝統文化の価値や魅力を知っていただきたいと考えていて、渡辺晃男先生にお願いして、記念事業、展覧会を4月23日から29日、パルテノン多摩の2階市民ギャラリーで実施するというところで準備を進めさせていただいている。

もともとの作品は、1点か2点ぐらいお借りできればなと思ったが、渡辺晃男先生も非常に好意的に積極的に協力いただいて、今回5作品、メイン作品となる主作品を展示できるということで予定している。なお、4月26日日曜日には、関連イベントとして、多摩美術大学の外館教授と渡辺晃男先生の対談とギャラリートークという作品に関するお話もいただける予定である。

チラシ等もそこに資料で2ページ目、3ページ目につけさせていただいているが、よろしければ、ぜひご来場いただければと思っている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会20、中学校給食費の改定について市側の説明を求める。

○櫻田学校支援課長 協議会のナンバー20になる。資料20をご覧ください。

学校給食費の改定についてということでご説明をさせていただきます。まず、学校給食費についてだが、学校給食法や、多摩市立学校給食センターの給食費等に関する規則に基づいて、学校給食の喫食する者、またはその保護者から徴収することとなっている。また、徴収している全ての学校給食費については、食材の購入費に充てているというような状況になっている。

現在、多摩市立小・中学校に在籍している児童・生徒については、令和6年4月1日から、学校給食費の無償化を実施させていただいて、保護者からは徴収を行わず、公費で負担をしているというような状況になっている。

今回の学校給食費の改定だが、まず、食材費の価格が高

騰し続けている中、子どもたちに安全でおいしい給食を安定的に供給し続けるためには、令和8年4月より学校給食費を改定したいということで考えているので、そのご説明となる。なお、この多摩市立小・中学校に在籍している児童・生徒の学校給食費は、令和8年度も引き続き無償化をし、保護者からの徴収を行わず、公費負担とすることで予定もしているところになる。

まず、学校給食費改定の経緯となるが、現在の学校給食費は、令和7年1月に改定をしていて、現在進めているところになる。この食材の価格は依然として上昇し続けているということで、献立の内容とか使用する食材の工夫などをしながら、質や量を維持しつつ、給食費を据え置いたまま、提供しているということが現在の状況になる。

しかし、使用している食材がワンパターン化、工夫することによってのワンパターン化とか、旬の食材や地場産の食材などを使用する回数がちょっと限定されるなど弊害が生じているような状況になる。また、令和4年から続くこの物価の上昇が長期間にわたって値上がりが続いている状況ということもあって、総務省が発表している消費者物価指数においても、今回の給食費改定の積算を行った時点、令和6年10月の時点より、食品の価格が10%以上も上昇しているというような状況で今いるところである。

このようなことから、児童・生徒に栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食費を安定的に供給するためには、令和8年4月から学校給食費を改定したいということで、今回つけさせていただいた。

2ページ目のところには、改定の内容を表にして、現在の額と改定後の額を示させていただいているところになる。

今後については、まずは教育委員会のほうでこれから協議、決定をしていく予定で進めているのと同時に、規則であるので、規則の改定も予定しているところになる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 確認したいが、教職員のところの金額がちょっと差があるのは、子どもではなくて、同じ大人であるということで、どういう制度になっているのかお聞きする。

○櫻田学校支援課長 今お話しいただいているのが、4番の改定内容の表の一覧のところになると思う。教職員等のところに、今お話があったのは小学校の教職員と中学校の教職員、あとセンターの職員となっているが、こちらについては、まず、小学校に配膳する1人分の量と、中学校に配膳する1人分の量というのが若干違う。小学校の高学年の量で計算して価格の計算をしているが、その上でまず1日の量が若干違うということと、あとは喫食日数が変

わってくる。センターのほうと小学校、中学校とそれぞれ喫食日数も違うので、それを加味した合計に月額で割ると、このような形で若干金額が変わってくるような状況になる。

○岩崎委員 喫食は行事とか、その月で違うのかと思うが、先生方の食べる量というのが中学校の先生と小学校の先生で差があるとか、あるいはそういう算定にせざるを得ないというのが果たしていいのかというのはちょっとわからないが、その辺のところは先生方は理解していらっしゃるか。

○櫻田学校支援課長 こちらの内容については、やはり教職員の方々からもお話しいただいているところになる。ただ食缶とか、そういった運ぶときの対応として小学校の量と中学校の量というところも若干変わってくるし、今後まず全体で喫食日数も月額でそれぞれ計算しているのではなくて、年間で何食喫食をして、そこで8月は夏休みでないので11か月というふうな形でやっていたりとか、量と日にちによって若干ふえてくると金額が変わってくるというような形になるので、1食当たりの量というのは、先生方からも言われているところであるが、今後の課題としては思っているところなのだが、今の段階では運ぶ運搬のことと、食缶の対応等含めて全体でいくとこの形にせざるを得ない状況になる。

○岩崎委員 そこら辺は課題だと認識されているということで、考えていただけるということでよろしく願いしたいということと、あとこの金額が上がることはあるが、保護者さんに負担がないというメリットであると同時に、やはり物価高によってかかっているだろうと保護者さんは思いつつ、これで安心した給食が提供されているのかしらと思っていいただく意味でも、改定はされていることは事実なので、これだけのお金を使っているということで、給食への何か理解というか、ご自分たちの費用負担はないが、質と量が担保されているということは教育委員会としてもお伝えしていく必要があるのかと思うが、その辺は。

○櫻田学校支援課長 お話しいただいたとおり、やはりこちらについては、物価上昇に伴って影響してくる児童・生徒には影響しないように、食を安定的に供給ができることと、栄養価を十分加味した内容で対応していかなければいけないということを広く周知する必要もあるということで、今回改定についても、こういった形で議会にも説明させていただき、保護者にも通知という形で今後予定しているように、お知らせする予定で今進めているところになる。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これ

で終わる。

続いて、協議会21、多摩市学校給食センター建替整備基本計画について市側の説明を求める。

○三浦学校給食センター長 21番目の多摩市学校給食センター建替整備基本計画についてご説明する。資料は2つあるが、概要版は後ほどご覧願いたい。

本計画については、昨年12月の本委員会にて素案をご説明した後、令和7年12月20日から令和8年1月19日までパブリックコメントを実施し、103件、300件超のご意見をいただいた。まとめているので、簡単にご説明させていただく。

サイドボックス98分の53ページのほうをご覧願う。主な内容は、工事期間中の長期化への懸念、工事期間中の給食提供への不安、外部委託時の品質、衛生管理への懸念などがあって、一方で、現行給食の評価や建替えに賛同するご意見もいただいている。

これらのご意見は、次のページ、54ページ以降に整理の上、市の考え方をお示しし、本年2月、教育委員会において基本計画として決定した。計画の基本的な方向性は変更していないが、ご意見が最も多かった工事期間対応給食について記述を整理している。

ページを戻っていただいて申しわけないが、36ページをご覧願う。素案では提供方法を一定具体的に示していたが、今後の検討や予算編成との整合を踏まえ、特定の手法を断定せず、実行可能性を重視した内容へ見直しをしている。そのポイントは、永山調理場跡地を活用すること。工事期間中も給食提供を継続すること。米飯、牛乳は安定的に継続すること。主菜、副菜は質の確保を前提に、提供方法を検討すること。南野調理所の活用や外部事業者の協力を組み合わせる。献立作成、栄養管理は引き続き市が行うこと。こちらになる。

工事期間中の給食提供は、子どもたちの日常に直結する重要な事項であり、いただいた不安や懸念を踏まえ、安全性、実現性、コスト等を総合的に勘案し、市として責任を持って方針を決定していく。

次に、食器の選定についてである。29ページをご覧願う。建替えに伴う重要な検討事項であり、現在も関心の高いテーマになっている。強化磁器の運用実績も踏まえつつ、安全性、衛生面を最優先に、教育的観点や作業性、コスト、環境負荷などを総合的に検討し、年内に結論を出す予定である。

次に、整備スケジュールについてである。52ページをご覧願う。令和14年度の2学期に供用開始を目標としている。

複数年にわたる事業となるので、進捗に応じて適宜ご報告する。本市としては、子どもたちに安全でおいしい給食を途切れなく提供することを最優先に、本計画に基づき着実に取り組みを進めていく。また、関心の高い事項については、引き続き丁寧な情報発信に努めていく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 このパブリックコメントを読ませていただくと、今おっしゃったように、長い期間、給食が止まるということに対してはすごいご懸念がやはりあるなど感じたが、この5年間ぐらいの期間というのは、今もうある程度、仕方がないという考えかをお聞きする。

○三浦学校給食センター長 いただいたご意見の中で、先ほど申し上げたように、工事期間中の長期化への懸念というのがあったので、これからPFI等、また行っていくので、その中で事業者とどのような工夫ができるか検討していきたいと思っている。

○岩崎委員 お願いする。それと地場野菜の活用というのが項目としてあったが、この5年間の間、汁物のほうには提供できるのかと思うが、お総菜を作ってくださいる業者さんのほうが、その野菜を運ぶということはちょっと不可能かなというところもあるが、そういうこともされるのか、あるいはその間、5年間の間の農業者さんを担保するとか、ある程度、その間作っていただかないと、6年目からも作っていただけるのかという不安があるが、その辺の農業者との話し合いというのはどんな感じになりそうなのか。

○三浦学校給食センター長 工事期間の対応給食については、具体的な手法についてこれから検討している段階であるので、子どもたちに多摩市の地場野菜をどのように提供できるかも含めて、よい方法を考えていきたいと思っている。引き続き、地場野菜の農業者の方とは情報交換をしつつ、来る新センターの建替え、また、工事期間中の対応給食についても、どのようなことができるか引き続き協議していきたいと思っている。

○竹田教育部副参事 ご質問ありがとうございます。今、センター長のご発言のとおりだが、工事期間中でも給食の提供は止めないで続けていくということがまず前提で考えている。そして、永山の場所に建てるということをご説明させていただいているが、南野調理所は使い続けることを考えているので、地場の野菜を使うにしても、今の食材調達先として協力いただいている業者さんについても、皆さんとの関係はうまくつなげながら、できることを分担してやっていくという形になるので、大きく体制が変わるところではない

かとは考えている。だが、丁寧なお話は必要かと思うので、今回説明させていただいて、公表の段を迎えるので、そうしたところが整ったら、業者さんとも話し合いを進めていければと思っている。

○岩崎委員 そのようにぜひお願いしたい。お野菜も保存方法というのものもあるだろうし、いろいろな形で汁物にちょっと具だくさんにするとかあるのだから、なるべく丁寧をお願いしたいと思うのと、継続していただけるようにしていただければと思う。

それと最後に食器のことをお聞きしたときに、年内にというのは年度内、2026年内という意味か。

○三浦学校給食センター長 令和8年、2026年内、年度でなく年内で結論を出すべく、進めていこうと考えているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会22、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について(令和7年度実施)について、市側の説明を求める。

○野原教育協働担当課長 それでは、資料22をご覧願う。

ICTと健康に関するアンケートということで、こちらは令和3年度から毎年実施をしているものである。特徴的なところを少しご説明をさせていただきたい。

3ページ目、棒グラフがあるかと思うので、そちらをご覧願う。

まず問1と問2であるが、問1が学校以外、ご自宅でのスマートフォンとかタブレット、パソコン、ゲーム機の1日の使用時間ということで、3時間以上が23.4%、オレンジのところである。その内訳を見てみると、中には一番右側、7時間以上という方、それから6時間以上、5時間以上というところで、かなり多く使っているお子さんもいらっしゃるというところである。5時間以上を全体の数に換算すると約10%いらっしゃるの、やはり家庭でのルールづくりとか環境づくりというのが非常に大事なところがこの問いからもわかってくる。

それを受けて教育委員会だよりも載せたが、多摩市公式ホームページに、情報リテラシーとか目の健康に関する情報をぜひ、これはご家庭での話し合いの際にもご活用いただければといったところで、ホームページを作成をしているので、今後、学校にも周知をしていきたいと考えている。

1点、訂正なのだが、申しわけない。家庭でのICT機器の使用についてが正しいというところであるので、活用ではないといったところで、申しわけない。QRコードはそのまま生きている。

今の設問に関連して問10と問11、最後のほうをご覧いただきたいが、問10は、学校で様々ルールをつくっているの、その状況、おおむね9割近くが知っているというような状況であるが、先ほどの問いにも関連するが、11番目、家庭でのルールづくりというところである。こちらはやはりやや低い値か、4割弱がやはりルールとか話し合いも少し少ないといったところがあるので、こういったところをご家庭では家庭の環境とかルールづくり、今後市のほうでも後押しできるように、先ほどご紹介したホームページなども活用して、周知のほうをしていきたいと、そのように考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 これは保護者さんではなく、ご自分が回答したということか。

○野原教育協働担当課長 この回答自体は児童・生徒さんが回答しているというものになる。

○岩崎委員 要望になるのかあれだが、やはりこれを回答しているときに、自分がこれだなとして丸をつけたりされているのだと思うが、やはり教育委員会からの意図としては、なるべくこういうことに気をつけてほしいよというような意味でのアンケートになるといいなと思うので、今後も定期的にある期間のときにやるのかというときは、ぜひお子さんがこれに丸をつけるけれども、本当はこういうふうになったほうがいいから、こういうふうに気をつければねと少しずつ思えるような、投げかけというのは、工夫していただけたらと思うが。

○野原教育協働担当課長 おっしゃるとおりできるだけ生徒さんも自分でいろいろ様々身につけられるような、意識ができるような、啓発を含めた形でこのアンケートの実施をしていければと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会23、多摩市いじめ防止基本方針の改定について、市側の説明を求める。

○池田統括指導主事 それでは、協議会資料23をご覧ください。多摩市いじめ防止基本方針の改定ということで、本方針については、2月24日の多摩市教育委員会の定例会において、

議案として承認されたものである。

本日はそのご報告というところになる。まず、11分の1ページの概要版をご覧ください。まず、改定の経緯として、いじめ防止基本方針については、いじめ防止対策推進法の第12条、そして、多摩市いじめ防止対策推進条例の第8条において、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、市としていじめ防止の基本方針を定めるとされており、本市においても平成26年6月に本方針を策定し、平成29年4月に施行された、多摩市いじめ防止対策推進条例の施行に伴い、平成29年6月に本方針を一部改定した。

この平成29年の改定から一定期間がたち、いじめ問題を取り巻く状況も変化していることや、文部科学省が令和6年8月にいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを改定したこと。また、東京都教育委員会が令和7年6月にいじめ総合対策を第3次に改定している、こういった状況を踏まえ、本市のいじめの状況も変化しつつあることから、このような国、そして東京都、そして多摩市の実情を踏まえて、より実効的な方針となるよう改定していくものである。

続いて、改定の内容について中段をご覧ください。多摩市いじめ防止対策推進条例の第4条にある「児童等はいじめを行ってはならない」、「児童等はいじめをさせ、または許してはならない」を踏まえ、いじめを「しない・させない・許さない」をキーワードに、いじめ対応のより実効的な方針とするため、3点の方向性を示している。

1点目が、文部科学省が令和6年8月に改訂した重大事態ガイドラインに基づき、「重大事態に対する平時からの備え」「重大事態発生時の基本的な対応」「重大事態調査を行うに当たっての基本的な姿勢」、そして「重大事態発生時の基本的な対応フロー図」を追記している。

方向性の2点目としては、令和4年12月に改訂された文部科学省の「生徒指導提要」の「発達支持的生徒指導」の視点、具体的には（多様性の配慮・対等な人間関係の構築・自己信頼感の育成・適切な援助希求）を取り入れるということを踏まえた、「多様性を認め、人権侵害をしない人」を育てるような働きかけを盛り込んでいる。

方向性の3としては、これまで取り組んできた学校のいじめ防止の取り組みについてより明確に記載し、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応を明確にしている。

そして具体的な内容として下段だが、基本的な考え方の記載について、いじめがどの学校にも起こること、そして

家庭との連携について記載をより詳しく記載している。また、多摩市教育委員会の取り組みの記載については、多摩市教育委員会が実施することと、学校の取り組みを整理し、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応を明確にして記載している。

また、学校における取り組みの記載については、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会の実効的な運用についての記載、また、生徒指導提要の「発達支持的生徒指導」の視点を記載している。

それでは、具体的に見ていきたいが、11分の2ページをご覧ください。こちらでは1の(1)の③において、いじめを行った児童等に対し、いじめ行為は絶対に許されないという毅然とした態度を取りながらも、成長支援という視点に立って、同児童等が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めていく必要があるという加害者の成長支援の視点を盛り込んでいる。

続いて11分の3ページをご覧くださいと、1の(2)の②いじめがどの学校にも起こることの「認識の下」というものを追記して、いじめの定義を正しく理解し、教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知を促していくことを示している。

また、1の(3)の④については、家庭との連携について記載しているが、児童等が安心して大人に相談できる環境を構築するために、学校・家庭・地域が連携した教育相談体制の充実について記載している。

次に、11分の4から7ページは、多摩市教育委員会の取り組みについて記載している。先ほどもご説明させていただいたが、教育委員会が主体となること、そして、学校が主体になることというところをいじめの4つの段階、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態の対応がわかるように項立てして整理している。

また、11分の6ページには、いじめの重大事態のガイドラインの改定に伴い、重大事態発生時の基本的な対応、重大事態調査を行うに当たっての基本的な姿勢について記載している。

また、11分の10ページには、重大事態発生時の対応をより明確にするためのフロー図を記載している。

そして11分の7ページ以降だが、学校における取り組みを記載している。こちらの学校の取り組みについては、現在6月、11月に実施しているいじめ防止強化月間である、ふれあい月間における課題を踏まえながら、3の(3)に全教職員が「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、概要を説明できるようにするということを追記している。

そして、11分の8ページには、生徒指導提要の発達支持的生徒指導の指定について、3の(3)の①のアにおいては、適切な援助希求について、イにおいては、多様性の配慮について、エにおいては自己信頼感、カにおいては対等な人間関係について記載して盛り込んでいる。

こちらのいじめ防止基本方針については、既に2月18日の定例校長会において説明しており、3月2日付で学校へ通知している。令和8年度新年度に入ったら改めて定例校長会で説明するとともに、各種若手研も含め、研修会において改定の内容を説明していきながら、周知を図っていきたいと思っている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

最後になる。協議会24、多摩市発「学びの多層化モデル～学びの冒険パスポート『たまなびパスポート』～」の導入について、市側の説明を求める。

○山本教育部参事 資料は協議会資料24、まず、概要版となっている2分の1ページをご覧ください。

たまなびパスポートとは、学びの出発点を学校とし、子どもたちが平日に学校を離れて、保護者等と一緒に探求的、体験的な学びに取り組むことができる学校外での多層的な学びを支える制度である。

制度導入の背景については、ご覧になっている資料の左上に記載をしている。現在、国において審議をされている学習指導要領改訂の論点整理において、3つの方向性が示されており、多様な子どもたちに深い学びを確かなものにしていくことが求められている。

本制度の導入による子どもの興味関心に応じた家庭や他地域での探求的、体験的な学習活動は、本市の推進するESD、持続可能な開発のための教育との親和性が高く、学校での学びにこうした学校外での学習活動を積み重ねていくことで、子どもの学びは深まり、学習指導要領改訂の方向性である多様な子どもたちに深い学びを確かなものにしていくことが可能になると考えたからである。

続いて実施体制についてご説明をする。資料2分の2ページの保護者向けリーフレットをご覧ください。

こちらの中段にあるように、本制度においては、2つの学びのスタイルを選択をすることができる。

1つは、平日に保護者等と校外の施設で学ぶラーケーション、もう一つは、一定期間、多摩市の在籍校を離れて都外の学校で学ぶデュアルスクール、この2つの学びを選択

できるようにしている。なお、ラーケーションについては、その対象範囲として、多摩市内だけではなく多摩市外も想定をしている。また、デュアルスクールについては、株式会社あわえの登録商標名ということで、使用許可をいただいて、こちらで使用させていただいているところである。

デュアルスクールについては、本市の友好都市である長野県諏訪郡富士見町とのやり取りを想定をしているところである。なお今後、富士見町での受入れ可能な学校や時期、富士見町ならではの教育活動や体験施設等について、多摩市立学校や家庭に周知する予定としている。また、富士見町への移動や宿泊等にかかる費用については、ラーケーションも含めて保護者負担とすることとしている。なお、多摩市立学校の児童・生徒については、富士見町以外へのデュアルスクールを希望する場合、相手先の受入れが可能であれば、原則は承認する方向で考えているところである。

続いて、本制度の位置づけについてである。平日に学校外において、家庭・地域・自然・他地域、富士見町等、デジタル空間で学ぶことを学校の学習の一部とする。本制度に係る申請についてだが、取得可能日数は年間3日から5日としている。ただし、活動に応じては、これ以上の日にちを必要とするものもあると考えているので、活動に応じて学校と要相談ということにしている。

また、保護者が事前に学校に利用申請書を提出をすることにしており、本制度については、子どもだけではなく、保護者と一緒に様々な体験活動や探求活動に取り組むことを想定をしている。

続いて、学校外での活動を授業として認定をする要件についてである。要件については3つある。1つ目は、家庭や地域・自然・企業等での探求的・体験的な学習活動であること。また、学習記録、写真やメモまたは振り返り等を学校に提出をすること。そして、学校が学習活動の妥当性を確認し、出席扱いにすること。この3点を要件としている。その他として、本制度を利用している期間の各教科等の学習に関しては、通常の欠席等の対応と同様に、学習の遅れなどが生じないよう、学校と家庭が連携を図り、学習を保障していくこととしている。

また、本制度を利用して子どもが学んだことは、各学校の学習計画や学習活動の中で、他の子どもたちと共有したり、発表するような機会を設けていくことを想定をしている。

今後の導入のスケジュールだが、本制度については、4月1日、来年度当初から各学校において導入をすることを予定をしている。

現在、多摩市教育委員会と富士見町教育委員会とでデュアルスクールに関する覚書の締結を進めているところである。今年度中に覚書を締結をし、また、来年度は、友好都市40周年ということもあるので、本制度を通じながら、多摩市と富士見町との子どもたちにおける交流をより一層、充実をさせていきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

以上をもって協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時02分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後2時03分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 渡 辺 しんじ